

MUGC GSケイマン・ファンド
GS オーストラリア・ハイブリッド証券ファンド

ケイマン籍／オープン・エンド契約型外国投資信託
米ドルクラス／豪ドルクラス／円クラス(為替ヘッジあり)／米ドルクラス(為替ヘッジあり)

運用報告書
(全体版)

作成対象期間
第13期

(自:2024年10月1日)
(至:2025年9月30日)

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。
さて、MUGC GSケイマン・ファンド - GS オーストラリア・ハイブリッド証券ファンド
(以下「ファンド」といいます。)は、このたび、第13期の決算を行いました。ここに、運用状況
をご報告申し上げます。今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

代行協会員

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

投資顧問会社

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル

管理会社

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

ファンドの仕組みは次のとおりです。

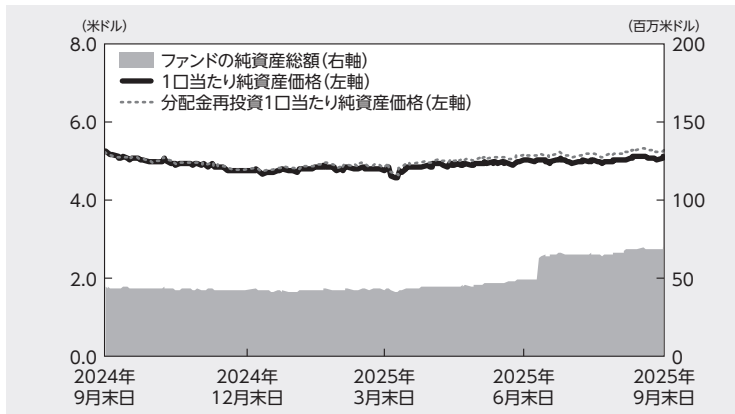
ファンド形態	ケイマン籍／オープン・エンド契約型外国投資信託
信託期間	2027年9月30日まで。ただし、下記「繰上償還」に記載の事由により早期に終了する場合を除きます。 設定日：2012年9月26日（米ドルクラス／豪ドルクラス／円クラス（為替ヘッジあり）） 2018年3月28日（米ドルクラス（為替ヘッジあり））
繰上償還	ファンドは、以下の場合、2027年9月30日以前に終了することがあります。 (i) 特別決議により可決された場合 (ii) ファンドのケイマン諸島における規制ミューチュアル・ファンドとしての当局による許可または他の承認が廃止または改正された場合 (iii) 管理会社との協議を経た受託会社が、その裁量で、ファンドを継続することが現実的でなく、望ましくなく、または受益者の利益に反すると判断した場合 (iv) 受託会社が辞任した後、適切な代替または後継受託会社を確保できない場合 (v) ファンドの純資産価額が25百万米ドル相当を下回った場合、受託会社は管理会社と協議の上、ファンドを解散させることがあります。解散が決定した場合、受益者への通知は償還の30日前までに行われます。また、各ファンド証券の純資産価額が25百万米ドル相当を下回った場合には、受託会社は管理会社と協議の上、当該ファンド証券を償還することがあります。償還が決定した場合、受益者への通知は償還の30日前までに行われます。 (vi) マスター・ファンドが終了となる場合
運用方針	ファンドは、「ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシー - オーストラリア・エンハンスト・インカム・ファンドⅡ」（以下「マスター・ファンド」といいます。）を通じて、主に豪ドル建てのハイブリッド証券（劣後債および優先証券）ならびにシニア債に投資することにより、インカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインからなる長期的なトータル・リターンを追求します。
主要投資対象	マスター・ファンドは、通常の市況の下で、その資産（現金および現金等価物を除きます。）を、主に豪ドル建てで発行されるハイブリッド証券およびシニア債で構成される分散されたポートフォリオに投資することをめざします。 マスター・ファンドは、その他の通貨建てで発行される証券に投資することができ、また、固定金利または変動金利の証券に投資することもできます。
ファンドの運用方法	ファンドは、マスター・ファンドを通じて、主に豪ドル建てのハイブリッド証券およびシニア債に投資します。 マスター・ファンドは、その一般的な投資方針の一環として、金融デリバティブ商品（トータル・リターン・スワップ、指数先物、差金決済取引（CFD）、外国為替先物契約およびオプションを含みますがこれらに限られません。）についての取引を行うことができます。 マスター・ファンドは、エクスポージャーをヘッジするために、主に空売りすることにより、株価指数先物、銀行手形先物、政府債先物または普通株式についての取引を利用することができます。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 投資対象の購入、投資および追加の結果、ファンドの純資産価額の50%を超えて、金融商品取引法第2条第1項に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産によってファンドの資産が構成される場合、かかる投資対象の購入、投資および追加を行わないものとします。 ● 私募証券、非上場証券または不動産等、すぐに現金化できない流動性に欠ける資産に対しその純資産価額の15%を超えて投資を行いません。 ● 空売りされる有価証券の時価総額は、ファンドの純資産価額を超えないものとします。 ● ファンドの純資産価額の10%を超えて、借入れを行わないものとします。 ● ファンドは、マネー・マーケット・ファンドにファンドの純資産価額の10%を超えて投資をしません。 ● 一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーのファンドの純資産総額に対する比率は、一般社団法人資産運用業協会が発行した規則の第17条の2（以下「規則」といいます。）に記載される制限に従うものとします。当該制限を超えることとなった場合には、規則に記載される制限内となるよう投資対象の調整を行います。 <p>* 上記は通常の状況における投資制限であり、一定の条件の下で別の取扱いとなる場合があります。</p>
分配方針	原則として、毎月10日（ファンド営業日でない場合は翌ファンド営業日。以下「分配日」といいます。）に収益の分配が行われます。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

I. 運用の経過等

(1) 当期の運用の経過および今後の運用方針

■当期の1口当たり純資産価格等の推移について

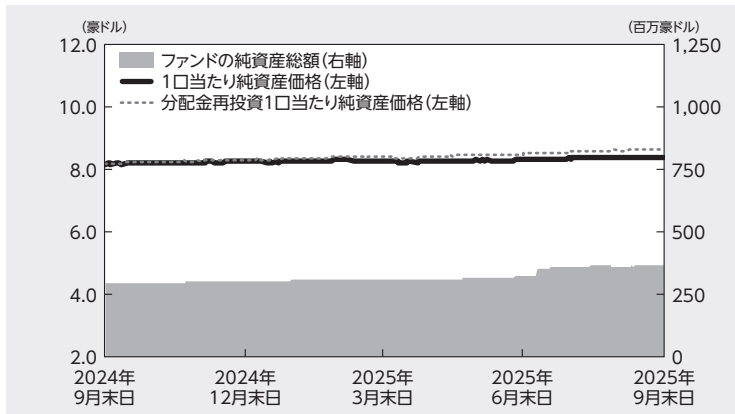
<米ドルクラス>



第12期末の1口当たり純資産価格	5.25米ドル
第13期末の1口当たり純資産価格	5.10米ドル(分配金額0.180米ドル)
騰落率	0.77%

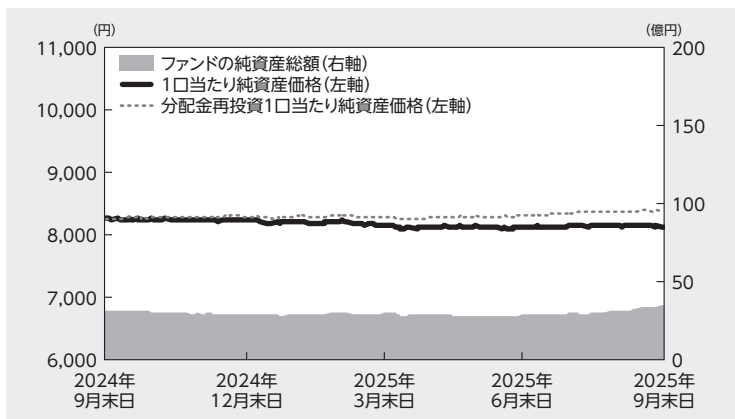
- (注1) 1口当たり純資産価格および純資産総額には、取引を取引日翌日に反映するという原則に基づく数値が記載されており、計算期間の最終ファンド営業日当日に発生した取引を含んでいません。以下同じです。
- (注2) 騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しています。以下同じです。
- (注3) 1口当たり分配金額は、税引前の分配金額を記載しています。以下同じです。
- (注4) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。以下同じです。
- (注5) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、第12期末の1口当たり純資産価格を起点として計算しています。以下同じです。
- (注6) ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。
- (注7) ファンドにベンチマークおよび参考指数は設定されていません。

<豪ドルクラス>



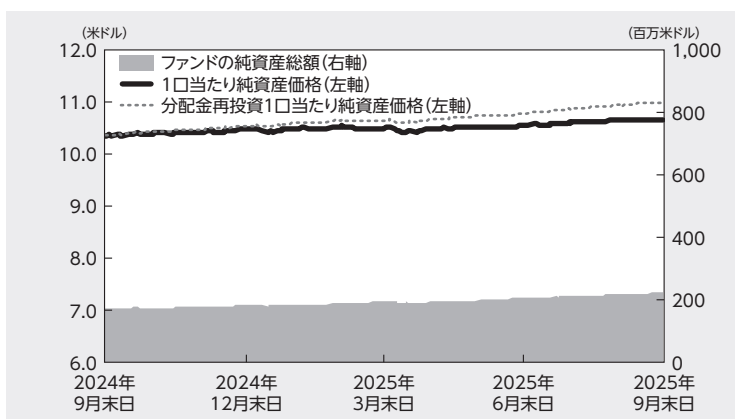
第12期末の1口当たり純資産価格	8.18豪ドル
第13期末の1口当たり純資産価格	8.38豪ドル(分配金額0.240豪ドル)
騰落率	5.46%

<円クラス(為替ヘッジあり)>



第12期末の1口当たり純資産価格	8,257円
第13期末の1口当たり純資産価格	8,128円(分配金額240円)
騰落率	1.37%

<米ドルクラス(為替ヘッジあり)>



第12期末の1口当たり純資産価格	10.37米ドル
第13期末の1口当たり純資産価格	10.67米ドル(分配金額0.300米ドル)
騰落率	5.87%

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

上昇要因

保有する債券からの利息収入や、クレジットの спреッド(国債に対する上乗せ金利)が縮小したことなどが純資産価格の上昇要因となりました。

下落要因

分配金をお支払いしたことが純資産価格の下落要因となりました。

■分配金について

当期(2024年10月1日～2025年9月30日)の1口当たり分配金(税引前)は下表のとおりです。なお、下表の「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」は、当該分配日における1口当たり分配金額と比較する目的で、便宜上算出しているものです。

<米ドルクラス>

分配日	1口当たり純資産価格 (米ドル)	1口当たり分配金額(米ドル) (対1口当たり純資産価格比率 ^(注1))	分配金を含む1口当たり(米ドル) 純資産価格の変動額 ^(注2)
2024年10月10日	5.08	0.015 (0.29%)	0.085
2024年11月12日	4.96	0.015 (0.30%)	-0.105
2024年12月10日	4.84	0.015 (0.31%)	-0.105
2025年1月10日	4.68	0.015 (0.32%)	-0.145
2025年2月10日	4.79	0.015 (0.31%)	0.125
2025年3月11日	4.80	0.015 (0.31%)	0.025
2025年4月10日	4.74	0.015 (0.32%)	-0.045
2025年5月12日	4.85	0.015 (0.31%)	0.125
2025年6月10日	4.97	0.015 (0.30%)	0.135
2025年7月10日	5.01	0.015 (0.30%)	0.055
2025年8月12日	5.00	0.015 (0.30%)	0.005
2025年9月10日	5.10	0.015 (0.29%)	0.115

(注1)「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

対1口当たり純資産価格比率(%) = $100 \times a / b$

a = 当該分配日における1口当たり分配金額

b = 当該分配日における1口当たり純資産価格 + 当該分配日における1口当たり分配金額

(注2)「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額 = $b - c$

b = 当該分配日における1口当たり純資産価格 + 当該分配日における1口当たり分配金額

c = 当該分配日の直前の分配日における1口当たり純資産価格

(注3) 2024年10月10日の直前の分配日(2024年9月10日)における1口当たり純資産価格は、5.01米ドルでした。

<豪ドルクラス>

分配日	1口当たり純資産価格 (豪ドル)	1口当たり分配金額(豪ドル) (対1口当たり純資産価格比率 ^(注1))	分配金を含む1口当たり(豪ドル) 純資産価格の変動額 ^(注2)
2024年10月10日	8.17	0.020 (0.24%)	0.040
2024年11月12日	8.20	0.020 (0.24%)	0.050
2024年12月10日	8.23	0.020 (0.24%)	0.050
2025年1月10日	8.24	0.020 (0.24%)	0.030
2025年2月10日	8.26	0.020 (0.24%)	0.040
2025年3月11日	8.28	0.020 (0.24%)	0.040
2025年4月10日	8.23	0.020 (0.24%)	-0.030
2025年5月12日	8.27	0.020 (0.24%)	0.060
2025年6月10日	8.28	0.020 (0.24%)	0.030
2025年7月10日	8.31	0.020 (0.24%)	0.050
2025年8月12日	8.36	0.020 (0.24%)	0.070
2025年9月10日	8.38	0.020 (0.24%)	0.040

(注1)「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

$$\text{対1口当たり純資産価格比率(\%)} = 100 \times a / b$$

a=当該分配日における1口当たり分配金額

b=当該分配日における1口当たり純資産価格+当該分配日における1口当たり分配金額

(注2)「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

$$\text{分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額} = b - c$$

b=当該分配日における1口当たり純資産価格+当該分配日における1口当たり分配金額

c=当該分配日の直前の分配日における1口当たり純資産価格

(注3)2024年10月10日の直前の分配日(2024年9月10日)における1口当たり純資産価格は、8.15豪ドルでした。

<円クラス(為替ヘッジあり)>

分配日	1口当たり純資産価格 (円)	1口当たり分配金額(円) (対1口当たり純資産価格比率 ^(注1))	分配金を含む1口当たり(円) 純資産価格の変動額 ^(注2)
2024年10月10日	8,239	20 (0.24%)	12
2024年11月12日	8,237	20 (0.24%)	18
2024年12月10日	8,240	20 (0.24%)	23
2025年1月10日	8,205	20 (0.24%)	-15
2025年2月10日	8,193	20 (0.24%)	8
2025年3月11日	8,185	20 (0.24%)	12
2025年4月10日	8,113	20 (0.25%)	-52
2025年5月12日	8,126	20 (0.25%)	33
2025年6月10日	8,110	20 (0.25%)	4
2025年7月10日	8,121	20 (0.25%)	31
2025年8月12日	8,138	20 (0.25%)	37
2025年9月10日	8,140	20 (0.25%)	22

(注1)「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

対1口当たり純資産価格比率(%) = $100 \times a / b$

a = 当該分配日における1口当たり分配金額

b = 当該分配日における1口当たり純資産価格 + 当該分配日における1口当たり分配金額

(注2)「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額 = $b - c$

b = 当該分配日における1口当たり純資産価格 + 当該分配日における1口当たり分配金額

c = 当該分配日の直前の分配日における1口当たり純資産価格

(注3)2024年10月10日の直前の分配日(2024年9月10日)における1口当たり純資産価格は、8,247円でした。

<米ドルクラス(為替ヘッジあり)>

分配日	1口当たり純資産価格 (米ドル)	1口当たり分配金額(米ドル) (対1口当たり純資産価格比率 ^(注1))	分配金を含む1口当たり(米ドル) 純資産価格の変動額 ^(注2)
2024年10月10日	10.36	0.025 (0.24%)	0.065
2024年11月12日	10.40	0.025 (0.24%)	0.065
2024年12月10日	10.44	0.025 (0.24%)	0.065
2025年1月10日	10.45	0.025 (0.24%)	0.035
2025年2月10日	10.48	0.025 (0.24%)	0.055
2025年3月11日	10.51	0.025 (0.24%)	0.055
2025年4月10日	10.45	0.025 (0.24%)	-0.035
2025年5月12日	10.49	0.025 (0.24%)	0.065
2025年6月10日	10.51	0.025 (0.24%)	0.045
2025年7月10日	10.56	0.025 (0.24%)	0.075
2025年8月12日	10.62	0.025 (0.23%)	0.085
2025年9月10日	10.66	0.025 (0.23%)	0.065

(注1)「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

対1口当たり純資産価格比率(%) = $100 \times a / b$

a = 当該分配日における1口当たり分配金額

b = 当該分配日における1口当たり純資産価格 + 当該分配日における1口当たり分配金額

(注2)「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額 = $b - c$

b = 当該分配日における1口当たり純資産価格 + 当該分配日における1口当たり分配金額

c = 当該分配日の直前の分配日における1口当たり純資産価格

(注3)2024年10月10日の直前の分配日(2024年9月10日)における1口当たり純資産価格は、10.32米ドルでした。

■投資環境について

2025年9月までの12か月間においては、トランプ米大統領が2期目に入り、通商政策を巡る発言や地政学的リスクが高まったことで、世界の金融市場は大きく変動しました。欧州中央銀行、イングランド銀行、カナダ銀行、ニュージーランド準備銀行など主要中央銀行は期初にかけて緩和姿勢を継続しましたが、「リベレーション・デー(解放の日)」を境に先進国の景気見通しは大きく変化し、市場のボラティリティも一段と高まりました。こうした状況下、多くの中央銀行は2025年を通じて政策判断に慎重姿勢を維持しました。米国では、期初にかけて利下げが継続しましたが、新たな関税政策の発表を受け、米連邦公開市場委員会(FOMC)は2024年11月会合以降、2025年9月まで政策金利を据え置きました。9月の25bp利下げは、成長の鈍化と雇用指標の弱さを踏まえたもので、当期中の累計では下限金利の4%に対し75bpの利下げとなりました。失業率見通しは前回比0.1%上昇し4.5%となりました。景気指標が予想を下回る中、米10年国債利回りは3.76%から4.13%へ上昇しました。

オーストラリアでは、オーストラリア準備銀行(RBA)が2025年に利下げサイクルへ入り、当期中に計3回の利下げを実施しました。政策金利は4.35%から3.60%へ低下し、2月、5月、8月にそれぞれ利下げが行われました。また、3月1日にはガバナンス体制を見直し、従来の理事会を廃止して新たにガバナンス委員会および金融政策委員会を設置しました。委員会には2名が新規に加わりましたが、総裁はミシェル・ブロック氏が続投しました。当期中、市場はトランプ米大統領による関税発表もありボラティリティの高い展開となりました。トリム平均インフレ率は目標範囲(2~3%)に向けて低下し、失業率も4.4%と比較的安定して推移しました。RBAは今後の金利動向に関する明確なフォワード・ガイダンスを控え、物価安定と完全雇用の維持を優先しつつ、経済・リスク要因を総合的に判断する姿勢を示しました。

信用市場では、社債およびハイブリッド債のスプレッドが大幅に縮小しました。海外投資家の資金流入は堅調で、新規発行は高い需要が続きました。2025年4月の「リベレーション・デー」で発行が一時的に停滞したものの、低金利環境が追い風となり、後半は発行が活発化しました。特に劣後債やティア2債は利回り妙味から投資家の関心を集めました。豪ドル建て市場も拡大し、新規参入の発行体が増加、カンガルー債市場も活況を呈しました。流通市場も良好な流動性が維持されました。また、オーストラリア健全性規制庁(APRA)はAT1銀行債について2027年から段階的に廃止する方針を示しました。

為替市場では、豪ドルは米ドルに対してほぼ横ばい、円に対してはやや下落して終了しました。ただし、年間の動きとしては、2025年4月の関税発表で豪ドルが急落した後、投資家心理の改善と豪州経済の底堅さを背景に年後半は持ち直した形でした。

■ポートフォリオについて

収益の大半はインカム収入によるものでしたが、デュレーション調整の積極的なトレーディングやクレジットスプレッドの縮小も寄与しました。4月の「リベレーション・デー」局面では、私たちが採用したイールドカーブのステイプナー戦略がスプレッド変動による悪影響を緩和しました。なかでも、ティア2債への配分がファンド全体のパフォーマンスに最も大きく貢献しました。銘柄別では、クレディ・アグリコールのティア2債、パシフィック・ナショナルのシニア債、ANZ Holdings(NZ)の劣後債などが大きく貢献しました。加えて、3-10年ステイプナー取引において10年国債先物が良好なパフォーマンスを示しました。一方、90日物銀行券先物や3年国債先物によるヘッジは逆風となり、一部でパフォーマンスを押し下げました。

ファンドは引き続き、リスク調整後リターンの最大化を目指して機動的にポジションを調整しています。当期末時点でのポートフォリオの平均格付は投資適格(BBB)、ランニング利回りは5.98%でした。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券の主な銘柄については、後記「IV. ファンドの経理状況 (3) 投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

流通市場において割安な証券を特定し投資すること、新規発行債券を厳選して市場に参加することにフォーカスしています。シニア社債とハイブリッド証券の両方の新発債市場が引き続き活発であると考え、実際のリスクに比べて高い相対利回りを提供するハイブリッド証券の発掘に引き続き注力します。新たな投資機会を求める際に、引き続き市場動向と環境を注視していきます。

今後も引き続き投資方針に基づいて運用を行います。

(2) 費用の明細

項目	項目の概要	
管理報酬 (副管理報酬を含む)	ファンドの純資産総額の0.05%(年率)	
受託報酬	ファンドの純資産総額の0.01%(年率)	
管理事務代行報酬 および名義書換事務 代行報酬	純資産総額	料率(年率)
	500百万米ドルまで	0.040%
	500百万米ドル超 10億米ドルまで	0.030%
	10億米ドル超	0.025%
投資顧問報酬	ファンドの純資産総額の0.80%(年率) 投資顧問報酬には副投資顧問会社に支払われる 副投資顧問報酬が含まれます。	
販売報酬	ファンドの純資産総額の0.80%(年率)	
代行協会員報酬	ファンドの純資産総額の0.03%(年率)	
その他の費用(当期)	0.04%	設立費用、監査費用、弁護士費用、印刷費用、有価証券売買時の 売買委託手数料、保管費用 等 ファンドは、マスター・ファンドの無報酬クラスに投資する ことを予定しており、マスター・ファンドの投資顧問報酬は 負担しませんが、その他の報酬(年率0.06%を上限とする管理 事務代行報酬および保管報酬が含まれます。)および費用を 負担します。

(注) 報酬については、目論見書に定められている料率を記しています。「その他の費用(当期)」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

Ⅱ. 直近10期の運用実績

(1) 純資産の推移

第13会計年度中における各月末および下記会計年度末の純資産の推移は次のとおりです。

<米ドルクラス受益証券>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第4会計年度末 (2016年9月末日)	56,970,642.30	8,754,108,896	6.40	983
第5会計年度末 (2017年9月末日)	30,990,659.53	4,762,024,743	6.59	1,013
第6会計年度末 (2018年9月末日)	28,831,434.17	4,430,238,175	6.03	927
第7会計年度末 (2019年9月末日)	48,446,307.21	7,444,259,566	5.48	842
第8会計年度末 (2020年9月末日)	49,788,786.22	7,650,544,891	5.35	822
第9会計年度末 (2021年9月末日)	47,417,571.77	7,286,184,078	5.40	830
第10会計年度末 (2022年9月末日)	37,544,885.38	5,769,147,087	4.62	710
第11会計年度末 (2023年9月末日)	37,344,986.13	5,738,430,569	4.65	715
第12会計年度末 (2024年9月末日)	43,795,056.67	6,729,548,408	5.25	807
第13会計年度末 (2025年9月末日)	69,135,723.12	10,623,395,215	5.10	784
2024年10月末日	43,071,110.13	6,618,306,783	4.97	764
11月末日	42,713,558.10	6,563,365,338	4.95	761
12月末日	41,724,744.97	6,411,424,312	4.74	728
2025年1月末日	41,329,760.80	6,350,731,045	4.76	731
2月末日	41,984,697.31	6,451,368,589	4.77	733
3月末日	42,442,285.21	6,521,681,545	4.75	730
4月末日	44,380,909.40	6,819,570,538	4.87	748
5月末日	45,097,992.51	6,929,757,529	4.92	756
6月末日	48,532,031.67	7,457,431,986	5.01	770
7月末日	64,700,571.58	9,941,889,829	4.94	759
8月末日	66,491,949.94	10,217,153,028	5.04	774
9月末日	69,135,723.12	10,623,395,215	5.10	784

- (注1) 各クラス受益証券の運用開始日(設定日)は以下のとおりである。
2012年9月26日:米ドルクラス受益証券、豪ドルクラス受益証券および円クラス(為替ヘッジあり)受益証券
2018年3月28日:米ドルクラス(為替ヘッジあり)受益証券
- (注2) 各外国通貨の円貨換算は、2026年1月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル=153.66円および1豪ドル=107.96円によります。以下同じです。
- (注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。以下同じです。
- (注4) 本表には、取引を取引日翌日に反映するという原則に基づく数値が記載されており、取引日現在の処理に基づき作成される財務書類と比較した場合、数値が異なる場合があります。財務書類は取引日当日の取引を含みますが、本表中に記載される数値は1日の遅れがあり各計算期間の最終ファンド営業日当日に発生した取引を含んでいません。以下同じです。

<豪ドルクラス受益証券>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第4会計年度末 (2016年9月末日)	143,729,212.38	15,517,005,769	8.90	961
第5会計年度末 (2017年9月末日)	117,232,957.90	12,656,470,135	9.00	972
第6会計年度末 (2018年9月末日)	171,859,373.26	18,553,937,937	8.94	965
第7会計年度末 (2019年9月末日)	568,908,701.96	61,419,383,464	8.78	948
第8会計年度末 (2020年9月末日)	594,705,892.55	64,204,448,160	8.10	874
第9会計年度末 (2021年9月末日)	456,149,292.13	49,245,877,578	7.99	863
第10会計年度末 (2022年9月末日)	323,125,888.30	34,884,670,901	7.67	828
第11会計年度末 (2023年9月末日)	288,140,229.75	31,107,619,204	7.78	840
第12会計年度末 (2024年9月末日)	296,080,224.94	31,964,821,085	8.18	883
第13会計年度末 (2025年9月末日)	364,281,210.44	39,327,799,479	8.38	905
2024年10月末日	297,759,332.35	32,146,097,521	8.20	885
11月末日	301,884,735.29	32,591,476,022	8.23	889
12月末日	304,089,882.20	32,829,543,682	8.26	892
2025年1月末日	306,521,350.49	33,092,044,999	8.28	894
2月末日	310,298,201.98	33,499,793,886	8.31	897
3月末日	310,070,164.86	33,475,174,998	8.28	894
4月末日	311,206,117.27	33,597,812,420	8.27	893
5月末日	319,274,937.26	34,468,922,227	8.30	896
6月末日	322,244,748.96	34,789,543,098	8.31	897
7月末日	361,835,362.94	39,063,745,783	8.35	901
8月末日	361,937,565.99	39,074,779,624	8.39	906
9月末日	364,281,210.44	39,327,799,479	8.38	905

<円クラス（為替ヘッジあり）受益証券>

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	円	円
第4会計年度末 (2016年9月末日)	5,360,559,728	9,138
第5会計年度末 (2017年9月末日)	4,603,090,032	9,271
第6会計年度末 (2018年9月末日)	4,252,511,012	9,244
第7会計年度末 (2019年9月末日)	4,930,245,467	9,134
第8会計年度末 (2020年9月末日)	3,913,809,943	8,602
第9会計年度末 (2021年9月末日)	5,677,136,630	8,733
第10会計年度末 (2022年9月末日)	4,371,238,255	8,386
第11会計年度末 (2023年9月末日)	4,117,545,097	8,216
第12会計年度末 (2024年9月末日)	3,167,629,843	8,257
第13会計年度末 (2025年9月末日)	3,549,322,941	8,128
2024年10月末日	3,083,170,472	8,249
11月末日	2,994,140,890	8,246
12月末日	2,911,704,672	8,237
2025年1月末日	2,933,092,074	8,213
2月末日	3,004,963,743	8,220
3月末日	3,024,284,460	8,163
4月末日	2,931,080,189	8,132
5月末日	2,833,840,690	8,140
6月末日	2,911,350,090	8,125
7月末日	3,035,519,115	8,141
8月末日	3,196,296,518	8,150
9月末日	3,549,322,941	8,128

<米ドルクラス（為替ヘッジあり）受益証券>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第6会計年度末 (2018年9月末日)	104,800,963.23	16,103,716,010	10.16	1,561
第7会計年度末 (2019年9月末日)	331,712,144.29	50,970,888,092	10.24	1,573
第8会計年度末 (2020年9月末日)	347,746,052.51	53,434,658,429	9.72	1,494
第9会計年度末 (2021年9月末日)	301,439,921.49	46,319,258,336	9.81	1,507
第10会計年度末 (2022年9月末日)	191,752,803.56	29,464,735,795	9.50	1,460
第11会計年度末 (2023年9月末日)	170,450,184.94	26,191,375,418	9.76	1,500
第12会計年度末 (2024年9月末日)	174,019,797.03	26,739,882,012	10.37	1,593
第13会計年度末 (2025年9月末日)	225,652,400.66	34,673,747,885	10.67	1,640
2024年10月末日	174,646,839.28	26,836,233,324	10.40	1,598
11月末日	178,637,564.23	27,449,448,120	10.44	1,604
12月末日	183,866,573.52	28,252,937,687	10.48	1,610
2025年1月末日	186,108,781.00	28,597,475,288	10.50	1,613
2月末日	190,229,259.70	29,230,628,046	10.54	1,620
3月末日	195,464,016.40	30,035,000,760	10.50	1,613
4月末日	194,954,817.02	29,956,757,183	10.49	1,612
5月末日	200,447,472.65	30,800,758,647	10.53	1,618
6月末日	209,375,728.01	32,172,674,366	10.55	1,621
7月末日	213,377,507.84	32,787,587,855	10.61	1,630
8月末日	218,986,498.76	33,649,465,399	10.66	1,638
9月末日	225,652,400.66	34,673,747,885	10.67	1,640

(2) 分配の推移

<米ドルクラス受益証券>

	米ドル	円
第4会計年度 (2015年10月1日～ 2016年9月末日)	0.360	55
第5会計年度 (2016年10月1日～ 2017年9月末日)	0.360	55
第6会計年度 (2017年10月1日～ 2018年9月末日)	0.360	55
第7会計年度 (2018年10月1日～ 2019年9月末日)	0.360	55
第8会計年度 (2019年10月1日～ 2020年9月末日)	0.320	49
第9会計年度 (2020年10月1日～ 2021年9月末日)	0.240	37
第10会計年度 (2021年10月1日～ 2022年9月末日)	0.195	30
第11会計年度 (2022年10月1日～ 2023年9月末日)	0.180	28
第12会計年度 (2023年10月1日～ 2024年9月末日)	0.180	28
第13会計年度 (2024年10月1日～ 2025年9月末日)	0.180	28
2024年10月	0.015	2
11月	0.015	2
12月	0.015	2
2025年1月	0.015	2
2月	0.015	2
3月	0.015	2
4月	0.015	2
5月	0.015	2
6月	0.015	2
7月	0.015	2
8月	0.015	2
9月	0.015	2

<豪ドルクラス受益証券>

	豪ドル	円
第4会計年度 (2015年10月1日～ 2016年9月末日)	0.540	58
第5会計年度 (2016年10月1日～ 2017年9月末日)	0.480	52
第6会計年度 (2017年10月1日～ 2018年9月末日)	0.480	52
第7会計年度 (2018年10月1日～ 2019年9月末日)	0.480	52
第8会計年度 (2019年10月1日～ 2020年9月末日)	0.480	52
第9会計年度 (2020年10月1日～ 2021年9月末日)	0.480	52
第10会計年度 (2021年10月1日～ 2022年9月末日)	0.300	32
第11会計年度 (2022年10月1日～ 2023年9月末日)	0.240	26
第12会計年度 (2023年10月1日～ 2024年9月末日)	0.240	26
第13会計年度 (2024年10月1日～ 2025年9月末日)	0.240	26
2024年10月	0.020	2
11月	0.020	2
12月	0.020	2
2025年1月	0.020	2
2月	0.020	2
3月	0.020	2
4月	0.020	2
5月	0.020	2
6月	0.020	2
7月	0.020	2
8月	0.020	2
9月	0.020	2

<円クラス（為替ヘッジあり）受益証券>

	円
第4会計年度 (2015年10月1日～ 2016年9月末日)	280
第5会計年度 (2016年10月1日～ 2017年9月末日)	240
第6会計年度 (2017年10月1日～ 2018年9月末日)	240
第7会計年度 (2018年10月1日～ 2019年9月末日)	240
第8会計年度 (2019年10月1日～ 2020年9月末日)	240
第9会計年度 (2020年10月1日～ 2021年9月末日)	240
第10会計年度 (2021年10月1日～ 2022年9月末日)	240
第11会計年度 (2022年10月1日～ 2023年9月末日)	240
第12会計年度 (2023年10月1日～ 2024年9月末日)	240
第13会計年度 (2024年10月1日～ 2025年9月末日)	240
2024年10月	20
11月	20
12月	20
2025年1月	20
2月	20
3月	20
4月	20
5月	20
6月	20
7月	20
8月	20
9月	20

<米ドルクラス（為替ヘッジあり）受益証券>

	米ドル	円
第6会計年度 (2018年3月28日～ 2018年9月末日)	0.150	23
第7会計年度 (2018年10月1日～ 2019年9月末日)	0.360	55
第8会計年度 (2019年10月1日～ 2020年9月末日)	0.360	55
第9会計年度 (2020年10月1日～ 2021年9月末日)	0.360	55
第10会計年度 (2021年10月1日～ 2022年9月末日)	0.315	48
第11会計年度 (2022年10月1日～ 2023年9月末日)	0.300	46
第12会計年度 (2023年10月1日～ 2024年9月末日)	0.300	46
第13会計年度 (2024年10月1日～ 2025年9月末日)	0.300	46
2024年10月	0.025	4
11月	0.025	4
12月	0.025	4
2025年1月	0.025	4
2月	0.025	4
3月	0.025	4
4月	0.025	4
5月	0.025	4
6月	0.025	4
7月	0.025	4
8月	0.025	4
9月	0.025	4

(3) 販売及び買戻しの実績

下記会計年度中の販売および買戻しの実績、ならびに下記会計年度末日現在の受益証券の発行済口数は次のとおりです。

<米ドルクラス受益証券>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第4会計年度 (2015年10月1日～ 2016年9月末日)	2,126,238.83 (2,126,238.83)	3,240,229.78 (3,240,229.78)	8,898,355.45 (8,898,355.45)
第5会計年度 (2016年10月1日～ 2017年9月末日)	1,300,852.71 (1,300,852.71)	5,499,332.83 (5,499,332.83)	4,699,875.33 (4,699,875.33)
第6会計年度 (2017年10月1日～ 2018年9月末日)	1,608,479.14 (1,608,479.14)	1,524,040.01 (1,524,040.01)	4,784,314.46 (4,784,314.46)
第7会計年度 (2018年10月1日～ 2019年9月末日)	5,286,066.20 (5,286,066.20)	1,223,293.90 (1,223,293.90)	8,847,086.76 (8,847,086.76)
第8会計年度 (2019年10月1日～ 2020年9月末日)	4,022,685.66 (4,022,685.66)	3,563,298.97 (3,563,298.97)	9,306,473.45 (9,306,473.45)
第9会計年度 (2020年10月1日～ 2021年9月末日)	5,983,505.31 (5,983,505.31)	6,514,109.23 (6,514,109.23)	8,775,869.53 (8,775,869.53)
第10会計年度 (2021年10月1日～ 2022年9月末日)	2,880,885.60 (2,880,885.60)	3,532,312.77 (3,532,312.77)	8,124,442.36 (8,124,442.36)
第11会計年度 (2022年10月1日～ 2023年9月末日)	2,200,852.90 (2,200,852.90)	2,287,562.94 (2,287,562.94)	8,037,732.32 (8,037,732.32)
第12会計年度 (2023年10月1日～ 2024年9月末日)	2,285,699.57 (2,285,699.57)	1,982,872.32 (1,982,872.32)	8,340,559.57 (8,340,559.57)
第13会計年度 (2024年10月1日～ 2025年9月末日)	6,246,372.63 (6,246,372.63)	1,035,617.79 (1,035,617.79)	13,551,314.41 (13,551,314.41)

(注1) () の数は本邦における販売口数、買戻口数または発行済口数です。以下同じです。

(注2) 第6会計年度における米ドルクラス(為替ヘッジ)受益証券の販売口数は、当初申込期間中に販売された販売口数を含みます。

(注3) 取引日当日の取引は取引日の翌日に反映されるため、各口数には取引日当日の取引は含まれていません。財務書類上の口数は取引日現在のすべての取引を含みます。以下同じです。

<豪ドルクラス受益証券>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第4会計年度 (2015年10月1日～ 2016年9月末日)	2,541,868.77 (2,541,868.77)	4,511,290.73 (4,511,290.73)	16,141,473.09 (16,141,473.09)
第5会計年度 (2016年10月1日～ 2017年9月末日)	2,252,957.23 (2,252,957.23)	5,373,104.64 (5,373,104.64)	13,021,325.68 (13,021,325.68)
第6会計年度 (2017年10月1日～ 2018年9月末日)	8,936,500.50 (8,936,500.50)	2,726,972.47 (2,726,972.47)	19,230,853.71 (19,230,853.71)
第7会計年度 (2018年10月1日～ 2019年9月末日)	47,528,291.15 (47,528,291.15)	1,985,509.24 (1,985,509.24)	64,773,635.62 (64,773,635.62)
第8会計年度 (2019年10月1日～ 2020年9月末日)	23,448,277.71 (23,448,277.71)	14,846,546.86 (14,846,546.86)	73,375,366.47 (73,375,366.47)
第9会計年度 (2020年10月1日～ 2021年9月末日)	14,176,463.78 (14,176,463.78)	30,441,499.00 (30,441,499.00)	57,110,331.25 (57,110,331.25)
第10会計年度 (2021年10月1日～ 2022年9月末日)	7,054,471.36 (7,054,471.36)	22,012,515.77 (22,012,515.77)	42,152,286.84 (42,152,286.84)
第11会計年度 (2022年10月1日～ 2023年9月末日)	3,513,777.90 (3,513,777.90)	8,621,385.05 (8,621,385.05)	37,044,679.69 (37,044,679.69)
第12会計年度 (2023年10月1日～ 2024年9月末日)	6,513,866.75 (6,513,866.75)	7,362,815.24 (7,362,815.24)	36,195,731.20 (36,195,731.20)
第13会計年度 (2024年10月1日～ 2025年9月末日)	10,248,162.24 (10,248,162.24)	2,998,376.61 (2,998,376.61)	43,445,516.83 (43,445,516.83)

<円クラス（為替ヘッジあり）受益証券>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第4会計年度 (2015年10月1日～ 2016年9月末日)	44,419.21 (44,419.21)	611,864.54 (611,864.54)	586,614.96 (586,614.96)
第5会計年度 (2016年10月1日～ 2017年9月末日)	120,877.06 (120,877.06)	210,985.11 (210,985.11)	496,506.91 (496,506.91)
第6会計年度 (2017年10月1日～ 2018年9月末日)	91,999.35 (91,999.35)	128,484.98 (128,484.98)	460,021.28 (460,021.28)
第7会計年度 (2018年10月1日～ 2019年9月末日)	164,999.42 (164,999.42)	85,245.92 (85,245.92)	539,774.78 (539,774.78)
第8会計年度 (2019年10月1日～ 2020年9月末日)	72,611.33 (72,611.33)	157,403.27 (157,403.27)	454,982.84 (454,982.84)
第9会計年度 (2020年10月1日～ 2021年9月末日)	323,966.96 (323,966.96)	128,902.01 (128,902.01)	650,047.79 (650,047.79)
第10会計年度 (2021年10月1日～ 2022年9月末日)	192,759.47 (192,759.47)	321,564.16 (321,564.16)	521,243.10 (521,243.10)
第11会計年度 (2022年10月1日～ 2023年9月末日)	112,933.58 (112,933.58)	133,020.69 (133,020.69)	501,155.99 (501,155.99)
第12会計年度 (2023年10月1日～ 2024年9月末日)	35,901.14 (35,901.14)	153,425.28 (153,425.28)	383,631.85 (383,631.85)
第13会計年度 (2024年10月1日～ 2025年9月末日)	140,798.21 (140,798.21)	87,734.75 (87,734.75)	436,695.31 (436,695.31)

<米ドルクラス（為替ヘッジあり）受益証券>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第6会計年度 (2018年3月28日～ 2018年9月末日)	10,328,962.52 (10,328,962.52)	14,660.21 (14,660.21)	10,314,302.31 (10,314,302.31)
第7会計年度 (2018年10月1日～ 2019年9月末日)	25,885,390.67 (25,885,390.67)	3,802,649.64 (3,802,649.64)	32,397,043.34 (32,397,043.34)
第8会計年度 (2019年10月1日～ 2020年9月末日)	12,971,135.46 (12,971,135.46)	9,577,566.21 (9,577,566.21)	35,790,612.59 (35,790,612.59)
第9会計年度 (2020年10月1日～ 2021年9月末日)	8,235,918.71 (8,235,918.71)	13,297,369.12 (13,297,369.12)	30,729,162.18 (30,729,162.18)
第10会計年度 (2021年10月1日～ 2022年9月末日)	4,610,461.65 (4,610,461.65)	15,165,687.84 (15,165,687.84)	20,173,935.99 (20,173,935.99)
第11会計年度 (2022年10月1日～ 2023年9月末日)	1,334,176.10 (1,334,176.10)	4,035,375.60 (4,035,375.60)	17,472,736.49 (17,472,736.49)
第12会計年度 (2023年10月1日～ 2024年9月末日)	3,835,046.40 (3,835,046.40)	4,525,809.40 (4,525,809.40)	16,781,973.49 (16,781,973.49)
第13会計年度 (2024年10月1日～ 2025年9月末日)	6,867,925.27 (6,867,925.27)	2,497,904.65 (2,497,904.65)	21,151,994.11 (21,151,994.11)

Ⅲ. ファンドの現況 純資産額計算書

(2025年9月末日現在)

I. 資産総額		868,475,307.00豪ドル	93,760,594,144円
II. 負債総額		24,466,588.00豪ドル	2,641,412,840円
III. 純資産総額	米ドルクラス受益証券：	69,135,723.12米ドル	10,623,395,215円
	豪ドルクラス受益証券：	364,281,210.44豪ドル	39,327,799,479円
	円クラス（為替ヘッジあり）受益証券：	3,549,322,941円	
	米ドルクラス（為替ヘッジあり）受益証券：	225,652,400.66米ドル	34,673,747,885円
IV. 発行済口数	米ドルクラス受益証券：	13,551,314.41口	
	豪ドルクラス受益証券：	43,445,516.83口	
	円クラス（為替ヘッジあり）受益証券：	436,695.31口	
	米ドルクラス（為替ヘッジあり）受益証券：	21,151,994.11口	
V. 1口当たり純資産価格 (Ⅲ/Ⅳ)	米ドルクラス受益証券：	5.10米ドル	784円
	豪ドルクラス受益証券：	8.38豪ドル	905円
	円クラス（為替ヘッジあり）受益証券：	8,128円	
	米ドルクラス（為替ヘッジあり）受益証券：	10.67米ドル	1,640円

(注1) 資産総額および負債総額は、財務書類の数値を記載しております。

(注2) 純資産総額、発行済口数および1口当たり純資産価格には、取引を取引日翌日に反映するという観点に基づく数値が記載されており、取引日現在の処理に基づき作成される財務書類と比較した場合、数値が異なる場合があります。財務書類は取引日当日の取引を含みますが、これらの数値は1日の遅れがあり計算期間の最終ファンド営業日当日に発生した取引を含んでいません。

IV. ファンドの経理状況

- a. サブ・ファンドの直近会計年度の日本文の財務書類は、ケイマン諸島における法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円貨換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. サブ・ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. サブ・ファンドの原文の財務書類は、豪ドルで表示されている。
- d. 日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されている。日本円への換算には、2026年1月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル=107.96円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されているため、日本円に換算された金額は合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

英文から翻訳された独立監査人の報告書

MUGC GSケイマン・ファンドのサブ・ファンドであるGSオーストラリア・ハイブリッド証券ファンドの受託会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド 御中

監査意見

私たちは、添付の財務書類が、IFRS会計基準に準拠して、MUGC GSケイマン・ファンドのサブ・ファンドであるGSオーストラリア・ハイブリッド証券ファンド（以下「サブ・ファンド」という。）の2025年9月30日現在の財政状態ならびに同日をもって終了する会計年度の経営成績およびキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の対象範囲

サブ・ファンドの財務書類は以下で構成されている。

- ・ 2025年9月30日現在の財政状態計算書
- ・ 2025年9月30日現在の投資明細表
- ・ 同日に終了した会計年度の包括利益計算書
- ・ 同日に終了した会計年度の買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産変動計算書
- ・ 同日に終了した会計年度のキャッシュ・フロー計算書
- ・ 財務書類に対する注記（重要性がある会計方針情報およびその他の説明情報を含む。）

監査意見の根拠

私たちは、国際監査基準に準拠して監査を行った。本基準のもとでの私たちの責任は、本報告書の「財務書類監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

独立性

私たちは、国際会計士倫理基準審議会が公表した職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む）（以下「IESBA Code」という。）に基づきサブ・ファンドに対して独立性を保持している。また、私たちは、当該IESBA Codeで定められるその他の倫理上の責任を果たしている。

その他の記載内容

経営者は、その他の記載内容に対して責任を有している。その他の記載内容は、付録Iーアドバイザー報酬率および総経費率（無監査）で構成される（ただし、財務書類および財務書類に対する私たちの監査報告書は含まない。）。

私たちの監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、私たちは当該その他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

財務書類の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽表示の兆候があるかどうか留意することにある。私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽表示があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私たちは、その他の記載内容に関して報告すべき事項はない。

財務書類に対する経営者の責任

経営者は、IFRS会計基準に準拠して財務書類を作成し適正に表示すること、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備および運用する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、経営者は、サブ・ファンドが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前題に関する事項を開示する責任を有し、また、経営者がサブ・ファンドの清算若しくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前題に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

財務書類監査に対する監査人の責任

私たちの監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、国際監査基準に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証（guarantee）するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、国際監査基準に準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し、また、以下を行う。

- ・不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。
- ・状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、サブ・ファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・経営者が採用した会計方針およびその適用方法の適切性、ならびに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性を評価し、関連する開示の妥当性を検討する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、サブ・ファンドの継続企業の前題に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務書類の開示に注意を喚起すること、または重要な不確実性に関する財務書類の開示が適切でない場合は、財務書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、サブ・ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務書類の表示方法が適切であるかどうかを評価すること、関連する注記を含めた全体としての財務書類の表示、構成および内容を検討し、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私たちは、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含むおよび監査上の重要な発見事項、および監査の基準で求められているその他の事項について、統治責任者に対して報告を行っている。

その他の事項

監査意見を含む本報告書は、私たちの契約書の条項に従ってサブ・ファンドのみを利用者として想定しており、クラス・ファンド以外に配布および利用されるべきものではない。私たちは、この監査意見を表明するにあたり、事前に書面にて明示的に同意されている場合を除き、その他の目的もしくは本報告書を提示されたその他の者または入手した者に対して責任を有しない。

プライスウォーターハウスクーパース

ケイマン諸島

2025年12月19日

注：上記は、英語で作成された監査報告書の訳文として記載されたものである。訳文においては原本の内容を正確に表すよう細心の注意が払われているが、いかなる内容の解釈、見解または意見においても、原語で記載された監査報告書原本が本訳文に優先する。



Independent auditor's report

To Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited, solely in its capacity as trustee of GS Australia Hybrid Securities Fund, a sub-trust of MUGC GS Cayman Fund

Our opinion

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of GS Australia Hybrid Securities Fund (the "Sub-Trust"), a sub-trust of MUGC GS Cayman Fund, as at 30 September 2025, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with IFRS Accounting Standards.

What we have audited

The Sub-Trust's financial statements comprise:

- the statements of financial position as at 30 September 2025;
 - the schedule of investments as at 30 September 2025;
 - the statements of comprehensive income for the year then ended;
 - the statements of changes in net assets attributable to holders of redeemable participating units for the year then ended;
 - the statements of cash flows for the year then ended; and
 - the notes to the financial statements, comprising material accounting policy information and other explanatory information.
-

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Sub-Trust in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code). We have also fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Other information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Appendix I - Advisory Fee Rates and Total Net Expense Ratios (Unaudited) (but does not include the financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

PricewaterhouseCoopers, 18 Forum Lane, Camana Bay, P.O. Box 258, Grand Cayman, KY1- 1104, Cayman Islands
T: +1 (345) 949 7000, F: +1 (345) 949 7352, www.pwc.com/ky



In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Sub-Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Sub-Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Sub-Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Sub-Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Sub-Trust to cease to continue as a going concern.



- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for the Sub-Trust in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers

19 December 2025

(1) 貸借対照表

GSオーストラリア・ハイブリッド証券ファンド
財政状態計算書
2025年9月30日現在

	注記	2025年9月30日		2024年9月30日	
		(豪ドル)	(千円)	(豪ドル)	(千円)
資産					
流動資産					
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産	3 (c)、4	831,590,652	89,778,527	644,850,839	69,618,097
未収利息	3 (b)	28,630	3,091	24,175	2,610
ブローカーに対する債権：					
担保金額	3 (e)	1,720,000	185,691	4,620,000	498,775
投資売却未収入金		—	—	502,861	54,289
申込受益証券未収入金	3 (g)、8	4,814,284	519,750	878,423	94,835
その他の資産		—	—	165,542	17,872
現金および現金同等物	3 (d)、12	30,321,741	3,273,535	4,694,106	506,776
資産合計		868,475,307	93,760,594	655,735,946	70,793,253
負債					
流動負債					
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債	3 (c)、4	5,734,453	619,092	6,923,182	747,427
ブローカーに対する債務：					
担保金額	3 (e)	—	—	2,210,000	238,592
投資購入未払金		11,002,820	1,187,864	884,254	95,464
買戻受益証券未払金	3 (g)、8	4,096,318	442,238	501,666	54,160
未払投資顧問報酬	7 (a)	1,650,171	178,152	1,287,559	139,005
未払販売報酬	7 (d)	1,619,701	174,863	1,111,016	119,945
未払管理報酬	7 (b)	103,381	11,161	85,659	9,248
未払管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	7 (c)	69,531	7,507	52,248	5,641
未払監査報酬		68,438	7,389	70,965	7,661
未払代行協会員報酬	7 (g)	63,224	6,826	—	—
未払保管報酬	7 (f)	20,353	2,197	15,483	1,672
未払受託報酬	7 (e)	13,935	1,504	11,107	1,199
未払利息	3 (b)	932	101	15,618	1,686
未払弁護士報酬		—	—	44,820	4,839
その他の未払報酬		23,331	2,519	22,920	2,474
負債合計（買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産を除く）		24,466,588	2,641,413	13,236,497	1,429,012
買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産		844,008,719	91,119,181	642,499,449	69,364,241

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

(2) 損益計算書

GSオーストラリア・ハイブリッド証券ファンド 包括利益計算書 2025年9月30日終了年度

	注記	2025年9月30日		2024年9月30日	
		(豪ドル)	(千円)	(豪ドル)	(千円)
収益					
受取利息	3 (b)	601,554	64,944	638,627	68,946
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債に係る実現純利得/ (損失) :					
投資		9,441,484	1,019,303	24,221,570	2,614,961
外国通貨		11,073,099	1,195,452	(16,716,414)	(1,804,704)
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債に係る未実現利得/ (損失) の純変動額 :					
投資		42,503,587	4,588,687	36,633,861	3,954,992
外国通貨		(1,221,258)	(131,847)	(3,125,412)	(337,419)
純収益		62,398,466	6,736,538	41,652,232	4,496,775
営業費用					
販売報酬	7 (d)	6,036,012	651,648	5,046,059	544,773
投資顧問報酬	7 (a)	5,851,065	631,681	5,046,059	544,773
代行協会員報酬	7 (g)	432,402	46,682	189,227	20,429
管理報酬	7 (b)	360,427	38,912	314,588	33,963
管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	7 (c)	354,957	38,321	315,623	34,075
支払利息	3 (b)	123,504	13,333	64,497	6,963
保管報酬	7 (f)	84,100	9,079	106,382	11,485
監査報酬		76,889	8,301	80,224	8,661
受託報酬	7 (e)	73,088	7,891	63,076	6,810
弁護士報酬		7,372	796	—	—
その他の費用		46,335	5,002	387	42
営業費用合計		13,446,151	1,451,646	11,226,122	1,211,972
営業による純利益		48,952,315	5,284,892	30,426,110	3,284,803
財務費用 :					
参加受益者に対する分配金	3 (h)、10	21,586,979	2,330,530	19,305,872	2,084,262
営業による買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産の変動		27,365,336	2,954,362	11,120,238	1,200,541

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

GSオーストラリア・ハイブリッド証券ファンド
買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産変動計算書
2025年9月30日終了年度

	注記	2025年9月30日		2024年9月30日	
		(豪ドル)	(千円)	(豪ドル)	(千円)
買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産期首残高		642,499,449	69,364,241	655,143,306	70,729,271
買戻可能参加受益証券の発行による収入合計	8	257,121,908	27,758,881	131,333,116	14,178,723
買戻可能参加受益証券の買戻しによる支払合計	8	(82,977,974)	(8,958,302)	(155,097,211)	(16,744,295)
営業による買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産の変動		27,365,336	2,954,362	11,120,238	1,200,541
買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産期末残高		844,008,719	91,119,181	642,499,449	69,364,241

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

GSオーストラリア・ハイブリッド証券ファンド
キャッシュ・フロー計算書
2025年9月30日終了年度

	注記	2025年9月30日		2024年9月30日	
		(豪ドル)	(千円)	(豪ドル)	(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー					
営業による買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産の変動		27,365,336	2,954,362	11,120,238	1,200,541
調整：					
現金に係る為替差益/(差損)		(5,271)	(569)	969	105
参加受益者に対する分配金	3 (h)、10	21,586,979	2,330,530	19,305,872	2,084,262
受取利息		(601,554)	(64,944)	(638,627)	(68,946)
支払利息		123,504	13,333	64,497	6,963
合計		48,468,994	5,232,713	29,852,949	3,222,924
営業資産の純(増加)/減少：					
ブローカーに対する債権：					
担保金額	3 (e)	2,900,000	313,084	(3,456,053)	(373,115)
投資売却未収入金		502,861	54,289	833,504	89,985
その他の資産		165,542	17,872	(128,419)	(13,864)
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産		(186,739,813)	(20,160,430)	(1,243,436)	(134,241)
営業負債の純増加/(減少)：					
ブローカーに対する債務：					
担保金額	3 (e)	(2,210,000)	(238,592)	2,210,000	238,592
投資購入未払金		10,118,566	1,092,400	175,874	18,987
未払販売報酬	7 (d)	508,685	54,918	(446,118)	(48,163)
未払投資顧問報酬	7 (a)	362,612	39,148	(34,901)	(3,768)
未払代行協会員報酬	7 (g)	63,224	6,826	—	—
未払管理報酬	7 (b)	17,722	1,913	(6,092)	(658)
未払管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	7 (c)	17,283	1,866	(4,711)	(509)
未払保管報酬	7 (f)	4,870	526	(4,257)	(460)
未払受託報酬	7 (e)	2,828	305	(154)	(17)
その他の未払報酬		411	44	(219)	(24)
未払監査報酬		(2,527)	(273)	7,542	814
未払弁護士報酬		(44,820)	(4,839)	(70,077)	(7,566)
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債		(1,188,729)	(128,335)	5,522,818	596,243
営業活動による/(に使用された)キャッシュ		(127,052,291)	(13,716,565)	33,208,250	3,585,163
利息受取額		597,099	64,463	632,280	68,261
利息支払額		(138,190)	(14,919)	(50,291)	(5,429)
営業活動による/(に使用された)正味キャッシュ		(126,593,382)	(13,667,022)	33,790,239	3,647,994

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

	2025年9月30日		2024年9月30日	
	(豪ドル)	(千円)	(豪ドル)	(千円)
財務活動によるキャッシュ・フロー：				
買戻可能参加受益証券の発行による収入	253,186,047	27,333,966	131,163,171	14,160,376
買戻可能参加受益証券の買戻しによる支出	(79,383,322)	(8,570,223)	(155,934,324)	(16,834,670)
参加受益者に対する分配金	(21,586,979)	(2,330,530)	(19,305,872)	(2,084,262)
財務活動による/ (に使用された) 正味キャッシュ	152,215,746	16,433,212	(44,077,025)	(4,758,556)
現金に係る為替差益/(差損)	5,271	569	(969)	(105)
現金の純増加/(減少)	25,627,635	2,766,759	(10,287,755)	(1,110,666)
現金および現金同等物期首残高	4,694,106	506,776	14,981,861	1,617,442
現金および現金同等物期末残高	30,321,741	3,273,535	4,694,106	506,776

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

GSオーストラリア・ハイブリッド証券ファンド
財務書類に対する注記
2025年9月30日終了年度

1. 組織

GSオーストラリア・ハイブリッド証券ファンド（以下「サブ・ファンド」という。）は、MUG C GSケイマン・ファンド（以下「トラスト」という。）のサブ・ファンドである。トラストは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）およびルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S. A.（以下「管理会社」という。）が締結した、ケイマン諸島の2011年信託法（改訂）に基づく2010年2月10日付信託証書（補足または改訂されることがある。以下「信託証書」という。）により設定された、オープン・エンド型のアンブレラ型免税ユニット・トラストである。トラストは、ミューチュアル・ファンド法（改訂済）により規制されている。

サブ・ファンドの関連当事者であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（以下「GSAMI」という。）が、サブ・ファンドとの投資顧問契約（以下「投資顧問契約」という。）に従って、投資顧問を務めている。投資顧問会社は、サブ・ファンドの投資に関する日常業務の監督および監視の責任を負っている。

投資顧問会社は、ゴールドマン・サックス・グループ・インク（以下「ゴールドマン・サックス」という。）の関連当事者である、ヤラ・ファンズ・マネジメント・リミテッド（以下「ヤラ」という。）を、副投資顧問契約および副投資顧問・参加関連会社サービス契約（以下、併せて「副投資顧問契約」という。）に従って副投資顧問会社に任命している。副投資顧問契約に基づき、ヤラは、サブ・ファンドに対し専門家としての投資の助言を継続的に提供し、サブ・ファンドの代わりにすべての取引を実行および管理する。ヤラは、副投資顧問契約に基づき提供するサービスの対価として報酬を受け取る。

サブ・ファンドは、以下の日に運用を開始し、受益証券クラスを設定した。

受益証券クラス	運用開始日
豪ドルクラス	2012年9月26日
円クラス（ヘッジ対象）	2012年9月26日
米ドルクラス	2012年9月26日
米ドルクラス（ヘッジ対象）	2018年3月28日

サブ・ファンドは、管理会社が、受託会社および投資顧問会社との協議に基づき、その裁量でサブ・ファンドの終了日を延長しない限り、2027年9月30日に終了するものとする。

財務書類は、サブ・ファンドの機能通貨および表示通貨である豪ドル建で表示されている。投資顧問会社は、この通貨が、サブ・ファンドの基本的な取引、事象および状態の経済的効果を最も正確に示すと考えている。

2. 投資目的

サブ・ファンド（以下「フィーダー・ファンド」という。）の投資目的は、オーストラリア・エンハンスト・インカム・ファンドⅡ（以下「マスター・ファンド」という。）を通じて、主に豪ドル建てで発行される期限付劣後債、永久劣後債、優先証券およびシニア債に対して投資を行うことより、インカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインからなる長期的なトータル・リターンを受益者に提供することを追求することである。これらの有価証券に関連して、期限付劣後債、永久劣後債および優先証券を「ハイブリッド証券」と総称している。このような投資目的のため、投資家は一定の特有のリスクにさらされている。サブ・ファンドが他のファンドに対して行う投資は、各投資対象ファンドの募集要項の諸条件の制約を受けている。

マスター・ファンドの投資目的は、主に、分散されたポートフォリオ（主として豪ドル建てで発行されるハイブリッド証券およびシニア債から構成される。）への資産（現金および現金同等物を除く。）の投資を追求することである。マスター・ファンドは、その他の通貨建てで発行される証券に対して投資を行うこともあれば、固定利付証券、変動利付証券またはフローティング・レート証券に対して投資を行う場合もある。

マスター・ファンドとフィーダー・ファンドの投資顧問会社は同一である。

マスター・ファンドは、全般的な投資方針の一環として、デリバティブ金融商品取引（トータル・リターン・スワップ、指数先物、差金決済契約、為替予約およびオプションが含まれるが、これらに限定されない。）を締結する場合がある。

マスター・ファンドは、一定のエクスポージャーをヘッジするために、株式指数先物、銀行手形先物、国債先物、または普通株式（主に空売り）取引を利用する場合がある。

サブ・ファンドの投資が成功する、マスター・ファンドの投資目的が達成される、またはマスター・ファンドのポートフォリオのデザイン、リスク管理およびヘッジ戦略が成功するという保証はない。

マスター・ファンドとフィーダー・ファンドの重要な会計方針は統一されている。

2025年9月30日および2024年9月30日現在、フィーダー・ファンドは、マスター・ファンドの純資産の100%を保有している。マスター・ファンドは、アイルランド籍の可変資本型有限責任投資法人（登録番号307105）である、ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシー（以下「法人」という。）のサブ・ファンドであり、サブ・ファンド間の責任が分離されたアンブレラ型ファンドとして設立されている。

フィーダー・ファンドは、マスター・ファンドを投資対象としている。2025年9月30日終了年度において、フィーダー・ファンドがマスター・ファンドに対して行った払込総額および買戻し総額は、それぞれ192,210,000豪ドルおよび55,000,000豪ドルであった。2025年9月30日現在、払込義務はなく、サブ・ファンドは、マスター・ファンドに対する未決済の購入に関する未払金を11,000,000豪ドル有しており、マスター・ファンドに対する未決済の売却に関する未収金はなかった。2024年9月30日終了年度において、フィーダー・ファンドがマスター・ファンドに対して行った払込総額および買戻し総額は、それぞれ167,263,548豪ドルおよび229,273,919豪ドルであった。2024年9月30日現在、払込義務はなく、サブ・ファンドは、マスター・ファンドに対する未決済の購入に関する未払金を884,254豪ドルとマスター・ファンドに対する未決済の売却に関する未収金を502,861豪ドル有していた。

フィーダー・ファンドは、マスター・ファンドの買戻可能参加受益証券を購入することにより、マスター・ファンドに対して投資を行っている。マスター・ファンドは、営業日であれば常時、当該受益証券の買戻しに応じている。

マスター・ファンドのポートフォリオの公正価値が変動し、これに応じてマスター・ファンドの公正価値が変動することにより、フィーダー・ファンドに損失が生じる可能性がある。

3. 重要性がある会計方針の要約

(a) 財務書類

財務書類の表示の基礎

当財務書類は、国際会計基準審議会が公表した国際財務報告基準（以下「IFRS会計基準」という。）に従って作成されている。当財務書類は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債（デリバティブ商品を含む。）の再評価により修正された取得原価主義に基づき作成されている。財務書類の作成には、財務書類および添付の注記の報告金額に影響を与える可能性がある経営者による一定の見積りおよび仮定が要求される。実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性がある。

i. 2025年1月1日以後開始する会計期間から発効し、サブ・ファンドに適用されている、または適用可能であった新規の基準、修正および解釈指針

2025年1月1日以後開始する会計年度から発効し、サブ・ファンドの財務書類に対して重要な影響を及ぼすと見込まれる新規の基準、現行基準の修正または解釈指針はない。

ii. 公表済であるが、未発効かつサブ・ファンドが早期適用していない新規の基準、修正および解釈指針

2024年4月、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）はIFRS第18号「財務諸表における表示および開示」を公表した。これは、包括利益計算書において新たに要求される項目と小計ならびに情報のグルーピングに関するガイダンスの拡充を含む新しい要求事項を導入することにより、財務報告の品質を向上させることを目的としている。IFRS第18号は、IAS第1号の「財務諸表の表示」を置き換えるものである。当該基準は2027年1月1日以降に開始する会計期間から適用され、早期適用も認められている。サブ・ファンドは現在、これらの新基準の影響を評価中である。

2024年5月、IASBは、金融商品の分類と測定に関連するIFRS第9号およびIFRS第7号を対象とした的を絞った修正を公表した。本修正には、一定の金融資産および金融負債の認識日および認識の中止日の明確化、元本および利息の支払いのみのキャッシュ・フローの評価に関する追加のガイダンス、特定の金融商品に関する新たな開示が含まれる。本修正の適用開始日は、2026年1月1日以降に開始する会計期間である。現在、経営者はこれらの変更が財務書類に与える影響を評価中である。サブ・ファンドの財務書類に対して重要な影響を及ぼすと見込まれるその他の基準、基準の修正または解釈指針はない。

(b) 投資取引、関連する投資収益および営業費用

サブ・ファンドは、その投資取引を取引日基準で計上している。実現利得および損失は先入先出法（FIFO）に基づいている。受取配当金および支払配当金は配当落ち日に計上され、また、利息および支払利息は投資の存続期間にわたり発生主義で計上される。発生時に計上される当座借越費用（該当がある場合）は、支払利息に含まれる。純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る利息は、市場割引、当初発行時割引の償却およびプレミアムの償却を含み、基礎となる投資の存続期間にわたり収益に計上される。純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る利息および受取配当金は、源泉徴収税（課税される場合）控除前の総額ベースで包括利益計算書に認識および表示される。受取利息には現金および現金同等物に係る利息が含まれる。費用の払い戻し（該当がある場合）は包括利益計算書に表示される。

営業費用は、発生主義で認識される。

取引費用は、発生時に包括利益計算書に認識される。

マスター・ファンドは、受益者の選択でプット可能な買戻可能受益証券を発行することによりその営業活動の資金を調達し、受益者に各サブ・ファンドの純資産の比例持分に対する権利を与えている。サブ・ファンドはマスター・ファンドの買戻可能受益証券を保有している。

マスター・ファンドの持分から生じる損失に対するサブ・ファンドの最大エクスポージャーは、マスター・ファンドに対する投資の公正価値総額に相当する。

サブ・ファンドがマスター・ファンドの持分を売却すると、サブ・ファンドのマスター・ファンドによるリスクはなくなる。

2025年9月30日および2024年9月30日現在、マスター・ファンドの純資産額は、それぞれ831,572,993豪ドルおよび642,417,922豪ドルであった。

(c) 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債

i 分類

サブ・ファンドは、金融資産を管理するサブ・ファンドの事業モデルおよび金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の両方に基づいて投資を分類する。金融資産のポートフォリオは、公正価値ベースで管理され、業績評価される。サブ・ファンドは、主に公正価値情報に焦点を当て、その情報を資産の業績評価および意思決定に使用する。サブ・ファンドは、持分証券をその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして取消不能の指定をする選択肢をとっていない。サブ・ファンドの債券の契約上のキャッシュ・フローは、元本および利息のみであるが、これらの有価証券は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有されるものでも、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方のために保有されるものでもない。契約上のキャッシュ・フローの回収は、サブ・ファンドの事業モデルの目的を達成するためにのみ付随するものである。その結果、すべての投資は純損益を通じて公正価値で測定される。

ii 認識および認識の中止

サブ・ファンドは、金融資産および金融負債を、当該投資の契約条項の当事者となった日に認識する。金融資産および金融負債の購入および売却は、取引日基準により認識される。金融資産または金融負債の公正価値の変動から生じる利得および損失は、取引日から包括利益計算書に計上される。

投資からのキャッシュ・フローを受け取る権利が消滅した場合、またはサブ・ファンドが所有に係るリスクと経済価値のほぼすべてを移転した場合、金融資産の認識は中止される。

iii 公正価値測定の原則

I F R S 第9号に基づき、負債性資産の分類および測定は、金融資産を管理する企業の事業モデルおよび金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性によって決定される。事業モデルの目的が契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することであり、金融商品に基づく契約上のキャッシュ・フローが元本および利息の支払いのみを表す場合（「S P P I」）、負債性金融商品は、償却原価で測定される。

事業モデルの目的がS P P Iからの契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方のために金融資産を保有することである場合、負債性金融商品は、包括利益を通じて公正価値で測定される。その他のすべての負債性金融商品は、純損益を通じて公正価値で認識される必要がある。ただし、測定または認識の不整合が除去または大幅に低減される場合、企業は当初認識時に、金融資産を、純損益を通じて公正価値で測定するものとして取消不能の指定をする場合がある。

デリバティブおよび資本性金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定される。ただし、トレーディング目的で保有されていない資本性金融商品については、その他の包括利益を通じて公

正価値で測定する取消不能な選択肢がとられる。

IFRS第9号に基づいて、サブ・ファンドの投資ポートフォリオは、引き続き取引価格（公正価値）で当初計上され、その後、当初認識後の公正価値で測定される。「純損益を通じて公正価値で測定される金融資産または金融負債」の区分の公正価値の変動から生じる利得および損失は、発生した期間に包括利益計算書において表示される。

債権として分類される金融資産は、（存在する場合）償却原価で計上される。金融負債は、純損益を通じて公正価値で測定されるものを除き、償却原価で測定される。サブ・ファンドが発行した買戻可能受益証券から発生した金融負債は、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属するサブ・ファンドの純資産（以下「純資産」という。）の残余金額に対する受益者の権利を示す買戻金額で計上される。

すべての有価証券およびデリバティブの公正価値は、以下の方針に従って決定される。

(iii 1) 債券

社債から構成される債券は、ディーラーが提供する相場に基づき、または第三者の価格決定サービスを使用して評価される。債券が債務不履行であると認識された場合、債務不履行となった債券の未収利息の計上は停止され、関係者からの確認の下、未収金額は取消される場合がある。

(iii 2) 取引所に上場されている資産および負債

普通株式および短期投資で構成される取引所で取引される金融投資の公正価値は、見積将来取引費用を控除しない期末日現在の市場相場価格に基づく。

(iii 3) 短期金融市場投資

短期金融市場投資は、公正価値に近似する償却原価で評価される。

(iii 4) 集団投資スキームに対する持分

集団投資スキームを含むオープン・エンド型投資ファンドに対する投資の公正価値は、それぞれの募集要項で概説されている該当ファンドの評価方針に従い、ファンドの管理事務代行会社が提供した、公表された受益証券1口当たり純資産価格に基づく。

組成された企業とは、誰が企業を支配しているのかの決定に際して、議決権または類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業（例えば、あらゆる議決権が管理業務のみに関係しており、その関連性のある活動が契約上の取決めによって指図される場合など）である。組成された企業は、次の特徴または属性の一部または全部を有していることが多い。(a) 制限された活動、(b) 狭く十分に明確化された目的（例えば、組成された企業の資産に関連するリスクと経済価値を投資者に渡すことによる投資者への投資機会の提供など）、(c) 組成された企業が劣後的な財務的支援なしに活動資金を調達するには不十分な資本、(d) 信用リスクまたはその他のリスクの集中（トランシェ）を生み出す、投資者への複数の契約上関連した金融商品の形での資金調達。

(iii 5) デリバティブ

デリバティブは、基礎となる商品、指数基準金利またはこれらの要素の組み合わせからその公正価値が派生する商品である。デリバティブ商品には、店頭（OTC）デリバティブと呼ばれる個々に交渉される契約の場合、またはデリバティブ商品が取引所に上場され取引されている場合がある。デリバティブ契約は、特定の日に特定の条件で金融商品またはコモディティを購入または売却する、あるいは想定元本または契約上の金額に基づき金利の支払いの流れまたは通貨を交

換する、将来のコミットメントを含む場合がある。

デリバティブ契約は、公正価値で表示され、財政状態計算書において金融資産および金融負債として認識される。公正価値の変動により生じる利得および損失は、未実現利得／（損失）の変動の構成要素として包括利益計算書に反映される。実現利得または損失は、満期時または毎期のキャッシュ・フローの支払時に計上される。

(iii 5 a) 為替予約

為替予約においては、サブ・ファンドは、将来期日に所定の価格で、別の通貨と引き換えに定められた量のある通貨を受け取るまたは提供することに同意している。同一の想定元本、決済日、取引相手先および純額決済権を有する為替予約の買建と売建は、通常相殺され（その結果、当該取引相手先との正味外貨ポジションはゼロになる。）、取引日に実現利得または損失が認識される。

為替予約は、第三者の価格サービス提供者によるフォワード・レートの仲値で評価される。

(iii 6) すべての有価証券およびデリバティブ

市場相場価格が第三者の価格決定サービスもしくはディーラーから入手可能でない場合、または相場が非常に不正確と考えられる場合、投資の公正価値は評価手法を使用して決定される。評価手法には、最近の市場取引の使用、実質的に同一である別の投資の最新の公正価値の参照、割引キャッシュ・フロー分析、または実際の市場取引において得られた信頼できる見積価格を提供するその他の手法が含まれる。

このような有価証券およびデリバティブは、評価者によって決定される実現可能価額で評価されなければならない。2025年9月30日および2024年9月30日終了年度における評価者は、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシーであり、評価業務はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント部門のコントローラー（AMDコントローラー）により実施された。

投資は、一定の見積りおよび仮定の使用を要求する一般に公正妥当と認められる会計原則に従って評価される。これらの見積りおよび仮定は、入手可能な最良の情報に基づいているが、実際の結果はこれらの見積りと大きく異なることがある。

2025年9月30日および2024年9月30日終了年度において、公正価値を決定するために評価者が利用された有価証券はない。

iv 公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替

公正価値ヒエラルキーのレベル間で振替がある場合は、報告期間の期首に発生したものとみなされる。

(d) 現金および現金同等物

現金および現金同等物（一定額の現金に容易に換金可能で、価値変動リスクに重要性がない流動性の高い短期投資）は、定期預金および譲渡性預金を含み、公正価値に近似している償却原価で評価される。

譲渡性預金および定期預金は、短期で流動性が高く一定額の現金に容易に換金可能であり、価値変動リスクに重要性がないため、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産から現金および現金同等物に組み替えられる。

	現金 (豪ドル)	現金同等物 (豪ドル)	現金および現金同等物合計 (豪ドル)
2025年9月30日	43,397	30,278,344	30,321,741
2024年9月30日	26,653	4,667,453	4,694,106

(e) ブローカーに対する債権／債務

ブローカーに対する債権／債務は、主としてサブ・ファンドの清算ブローカーおよび様々な取引相手先から受け取る／に対して支払う現金担保（デリバティブ契約）および証拠金からなる。ブローカーに対する債権／債務の担保金額の残高は取得原価で評価される。ブローカーに対する債権額および債務額は、サブ・ファンドのブローカー勘定において現金で決済される金額を表している。これらの残高は、清算機関とのスワップおよび先物取引に係る担保または証拠金として保有する現金、サブ・ファンドの先物決済業者から現金で受け取る／に対して現金で支払う先物取引の証拠金およびサブ・ファンドの中央清算されるスワップの決済業者から受け取る／に対して支払う、中央清算されるスワップの現金証拠金に関連している。

これらの金額は公正価値で当初認識され、その後償却原価で測定される。サブ・ファンドのブローカーに対する債権残高は、IFRS第9号の予想信用損失モデルの対象となる。当会計期間に減損しているとみなされた残高はなく、取消された金額はなかった。

ブローカーに対する債権／債務の担保金額および証拠金は、それぞれ2025年9月30日および2024年9月30日現在の財政状態計算書に開示されている。

(f) 外貨換算

外貨建取引は、取引日現在の実勢外国為替レートで換算される。外貨建のサブ・ファンドの資産および負債は、期末日現在の実勢外国為替レートでサブ・ファンドの機能通貨に換算される。

換算により生じた外貨換算差額ならびに資産および負債の処分または決済に係る実現利得および損失は、包括利益計算書に認識される。純損益を通じて公正価値で測定される投資に関連する外貨換算利得または損失、および貨幣性項目（現金を含む。）に関連するその他のすべての外貨換算利得または損失は、包括利益計算書において投資に係る実現純利得／（損失）または投資に係る未実現利得／（損失）の純変動額に反映される。

(g) 買戻可能受益証券

サブ・ファンドによって発行されたすべての買戻可能参加受益証券は、買戻日現在のサブ・ファンドの純資産に対する受益者の持分に比例する価値での現金による買戻しを求める権利を受益者に付与している。IAS第32号「金融商品：表示」に従って、かかる受益証券は、財政状態計算書において買戻金額の価値で金融負債として分類されている。サブ・ファンドは、募集要項に従って受益証券を買戻す契約上の義務がある。

(h) 買戻可能受益証券の受益者に対する支払分配金

買戻可能参加受益証券に係る未払分配金／未払配当金は、包括利益計算書において財務費用として認識される。

4. 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債

I F R S 第13号「公正価値測定」の修正に基づく公正価値ヒエラルキーの3つのレベルは、以下のとおりである。

レベル1－同一の、制限のない資産または負債について、測定日現在入手可能な活発な市場における無調整の相場価格

レベル2－活発でない市場における相場価格または重要なインプットが直接的もしくは間接的に観察可能な金融商品（類似する有価証券の相場価格、金利、外国為替レート、ボラティリティおよび信用スプレッドを含むがこれらに限定されない。）。これには、公正価値測定の決定における評価者の仮定を含む。

レベル3－重要な観察できないインプット（公正価値測定の決定における評価者の仮定を含む。）が必要な価格または評価

公正価値測定が全体として区分される公正価値ヒエラルキーのレベルは、当該公正価値測定が全体として重要な最も低いレベルのインプットに基づいて決定されなければならない。この目的上、インプットの重要性は、公正価値測定全体に照らして評価される。公正価値測定が観察できないインプットに基づく重要な調整を必要とする観察可能なインプットを使用する場合、当該測定はレベル3の測定である。公正価値測定全体にとっての特定のインプットの重要性の評価は、資産または負債に固有の要因を考慮して判断することが必要である。

2025年9月30日および2024年9月30日現在、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産には、基礎となるファンドに対する投資が含まれており、上記の会計方針に従い公正価値で測定されている。基礎となるファンドの受益証券は、公に取引されていない。このため、サブ・ファンドから買戻日に請求された場合に限り買戻しが行われ、また買戻しには募集要項に定められた所定の通知期間を設けなければならない。その結果、基礎となるファンドの帳簿価額は、買戻時に最終的に実現する価値を必ずしも表していない。

基礎となるファンドに対する投資の公正価値は、主に、基礎となるファンドの管理事務代行会社からの報告による入手可能な直近の買戻価格に基づいている。サブ・ファンドは、基礎となるファンドに対するサブ・ファンドの持分またはその基礎となる投資の流動性、提供された純資産額の評価日および買戻に係る制約を考慮した上で、公正価値に対して修正を行う場合がある。

以下の表は、前述の3つのレベルに分析された、公正価値で認識された金融資産および金融負債を表している。

公正価値で測定される金融資産
2025年9月30日現在

	2025年9月30日の公正価値測定			
	レベル1 (豪ドル)	レベル2 (豪ドル)	レベル3 (豪ドル)	合計 (豪ドル)
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
投資ファンド	831,572,993	—	—	831,572,993
為替予約	—	17,659	—	17,659
合計	831,572,993	17,659	—	831,590,652

公正価値で測定される金融負債
2025年9月30日現在

	2025年9月30日の公正価値測定			
	レベル1 (豪ドル)	レベル2 (豪ドル)	レベル3 (豪ドル)	合計 (豪ドル)
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債				
為替予約	—	5,734,453	—	5,734,453
合計	—	5,734,453	—	5,734,453

公正価値で測定される金融資産
2024年9月30日現在

	2024年9月30日の公正価値測定			
	レベル1 (豪ドル)	レベル2 (豪ドル)	レベル3 (豪ドル)	合計 (豪ドル)
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
投資ファンド	642,417,922	—	—	642,417,922
為替予約	—	2,432,917	—	2,432,917
合計	642,417,922	2,432,917	—	644,850,839

公正価値で測定される金融負債

2024年9月30日現在

2024年9月30日の公正価値測定

	レベル1 (豪ドル)	レベル2 (豪ドル)	レベル3 (豪ドル)	合計 (豪ドル)
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債				
為替予約	—	6,923,182	—	6,923,182
合計	—	6,923,182	—	6,923,182

2025年9月30日および2024年9月30日終了年度において、公正価値で計上された金融資産および金融負債について、公正価値ヒエラルキーのレベル1、レベル2およびレベル3の間での振替はなかった。

2025年9月30日および2024年9月30日現在において、レベル3に区分される有価証券はなかった。

公正価値で計上されていないが公正価値が開示されている金融資産および金融負債

現金および現金同等物ならびに当座借越は、(存在する場合)レベル1に分類される。公正価値で測定されていないが、公正価値が開示されているその他のすべての資産および負債は、レベル2に分類される。資産および負債の内訳については、財政状態計算書を、評価技法の記載については、注記3(c)を参照のこと。

金融負債に分類される買戻可能参加受益証券のプット可能価額は、サブ・ファンドの募集要項に従って、サブ・ファンドの資産合計とその他のすべての負債との差額(純額)に基づいて計算される。これらの受益証券は活発な市場で取引されていない。これらの受益証券は受益者の選択で買戻し可能であり、サブ・ファンドの純資産額のうち当該受益証券クラスに帰属して比例按分された受益証券に相当する現金によって、どの取引日でもサブ・ファンドに買い戻されることができるため、これらの受益証券には要求払要素が付加される。公正価値は、要求に応じて支払われる金額を、最初の支払期日から割り引いて算定している。この場合の割引の影響に重要性はない。従って、レベル2は、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産の最も適切な分類とみなされる。

5. 金融資産と金融負債の相殺

デリバティブ

サブ・ファンドは、契約上の権利をより明確にし、サブ・ファンドが取引相手先リスクを最小化するために有用な権利を確保するために、デリバティブ契約の相手先と国際スワップ・デリバティブ協会のマスター契約(以下「ISDAマスター契約」という。)またはこれに類似する契約を締結する場合がある。ISDAマスター契約は、外国為替契約を含む店頭デリバティブを規定するもので、典型的には特に、債務不履行および/または終了事象が生じた場合の担保差入条件および相殺条項を含むサブ・ファンドと取引相手先との間の双務契約である。ISDAマスター契約の条項は、取引相手先の倒産または支払不能を含む債務不履行または類似事象が生じた場合に相殺額を一括清算すること(クローズアウト・ネットティング)を通常認めている。

担保および証拠金の要件は、上場デリバティブと店頭デリバティブで異なっている。上場デリバティブおよび中央清算されるデリバティブ（金融先物契約、オプションおよび中央清算スワップ）については、これらの種類の金融商品を規定する契約に従って、証拠金の要件がブローカーまたは清算機関によって設定される。ブローカーは、一定の状況下で最低金額を超える証拠金を求めることができる。店頭デリバティブ（外国為替契約、オプションおよび一定のスワップ）の場合、担保条件は契約により異なる。ISDAマスター契約に基づき取引されるデリバティブの場合、担保の要件は、通常、この契約に基づく各取引の時価を相殺し、当該金額をサブ・ファンドおよび取引相手先が現在差し入れている担保の価値と比較することにより計算される。さらに、サブ・ファンドは当初証拠金の形態で取引相手先に追加担保の差し入れを要求される場合があり、この条件の概要は店頭取引の確認書に記載されている。

財務報告目的上、サブ・ファンドの債務を担保するために差し入れられた現金担保および取引相手先から受け取った現金担保がある場合には、ブローカーに対する債権／債務として財政状態計算書上で区分して報告される。サブ・ファンドが差し入れた現金以外の担保がある場合は、投資明細表に記載される。通常、取引相手先からの受入担保または取引相手先に対する差入担保の金額は、取引の履行が求められる前に最低取引金額基準を超過していなければならない。契約上またはそれ以外の理由で、取引相手先に対するサブ・ファンドの債権金額が完全に担保されていない金額の範囲で、サブ・ファンドは、取引相手先の債務不履行による損失リスクを負担する。サブ・ファンドは、財政状態が良好であると考えられる取引相手先とのみ契約を締結し、これらの取引相手先の財政状態の安定性を監視することにより、取引相手先リスクの軽減に努めている。

さらに、資産と負債の相殺および差入担保と受入担保の相殺は、ISDAマスター契約または類似の契約における相殺に係る契約条項に基づいている。しかし、取引相手先の債務不履行または支払不能が生じた場合、裁判所は、特定の管轄区域の破産または支払不能に関する法律に基づく相殺権の強制に対する制限または禁止により、このような権利に法的強制力がないと決定することができる。

2025年9月30日現在、サブ・ファンドの店頭デリバティブ商品に対する正味エクスポージャーは、純資産の1%未満であった。

以下の表は、2024年9月30日終了年度において強制可能なマスター・ネットティング契約または類似の契約の対象となるサブ・ファンドの店頭デリバティブ商品に係る正味エクスポージャーを示している。

2024年9月30日

取引相手先	デリバティブ 資産 ⁽¹⁾	デリバティブ 負債 ⁽¹⁾	正味デリバティブ 資産(負債)	(受入)差入 担保 ⁽¹⁾	純額 ⁽²⁾
	先渡	先渡			
オーストラリア・ニュー ジーランド銀行	97,082	(802,383)	(705,301)	580,000	(125,301)
バークレイズ・バンク・ ビーエルシー	24,523	—	24,523	—	24,523
BNPパリバ・エスエイ	—	(36,804)	(36,804)	—	(36,804)
シティバンク・エヌエイ	1,043,361	(18,555)	1,024,806	(1,024,806)	—
HSBCバンク・ビーエル シー	164,667	(92,110)	72,557	—	72,557
モルガン・スタンレー	46,303	(2,964,542)	(2,918,239)	2,010,000	(908,239)
ナットウエスト・マーケッ ツ・ビーエルシー	1,045,098	(927)	1,044,171	(1,044,171)	—
スタンダード・チャーター ド・バンク	—	(2,960,878)	(2,960,878)	2,030,000	(930,878)
ステート・ストリート・バ ンク・アンド・トラス ト・カンパニー	4,292	(28,328)	(24,036)	—	(24,036)
UBSエイジー	—	(16,958)	(16,958)	—	(16,958)
ウエストパック・バンキン グ・コーポレーション	7,591	(1,697)	5,894	—	5,894
合計	2,432,917	(6,923,182)	(4,490,265)	2,551,023	(1,939,242)

(1) 相殺可能であるが、財政状態計算書において純額表示されなかった総額。

(2) 純額は、債務不履行が生じた場合の、契約に従った契約上の相殺権に基づく取引相手先に対する正味（債務）債権額を表している。純額は、担保超過額を含んでいない。

6. 税金

ケイマン諸島において、現在、法人税、所得税、キャピタル・ゲイン税、利益税またはサブ・ファンドの利益に適用されるその他の税金はない。また、ケイマン諸島には、贈与税、遺産税または相続税もない。受託会社は、信託法（改訂済）第81条に従って、ケイマン諸島で今後制定される以下の法律、すなわち収益または資本資産、資本利得（キャピタル・ゲイン）もしくは資本増価益に対する税金（taxes or duty）、または遺産税もしくは相続税の性質の税金を課すいかなる法律も、マスター・トラストの設定日から50年間は、サブ・ファンドを構成する資産もしくはサブ・ファンドのもとで生じた収益に対して、または当該資産もしくは収益に関して受託会社もしくは受益者に対して適用されない旨の保証を求めて、ケイマン諸島の内閣長官に申請し当該保証を取得した。ただし、いずれかの期間にケイマン諸島に居住している、または住所を有している受益者（公益信託または権利の対象となる者、あるいはケイマン諸島で設立された免税または通常の新居住者である法人を除く。）は、かかる保証が一切付されず、信託法の該当する項が、ケイマン諸島に居住する、または住所を有する受益者を信託法において定める税金を課す法律から免除することはないものとして、かかる期間にすべての税金を負う責任を有する。

サブ・ファンドは、ケイマン諸島以外の国々に拠点を置く事業体が発行する有価証券に対して投資している。これら国外の多くの国々には、サブ・ファンドのような非居住者にキャピタル・ゲイン税が適用される可能性があることを示す税法が存在する。これらのキャピタル・ゲイン税は、一般的に申告納税方式での算定が求められるため、サブ・ファンドのブローカーから源泉徴収方式で控除されない場合がある。

I A S 第12号「法人所得税」に従って、関連する税務当局がすべての事実および状況を熟知していると仮定した場合に、外国の税法が同国を源泉とするサブ・ファンドのキャピタル・ゲインに対して税金負債の評価を求める可能性が高い場合には、サブ・ファンドは税金負債を認識する必要がある。

また、税金負債は、報告期間の末日において制定されまたは実質的に制定されている税法および税率を使用して、関連する税務当局に納付されると予想される額で算定される。制定された税法をオフショアの投資ファンドに適用する方法が不明確な場合もある。これにより、サブ・ファンドによって最終的に税金負債が支払われるか否か不確実性が生じる。このため、不確実な税金負債を測定する際に、経営者は、支払可能性に影響を及ぼしうる、その時点で入手可能なすべての事実および状況（関連する税務当局の公式または非公式の慣行を含む。）を考慮する。

2025年9月30日および2024年9月30日終了年度において、サブ・ファンドは外国のキャピタル・ゲイン税に関する不確実な税金負債ならびに関連する利息および罰金をゼロと測定した。これは経営者の最善の見積りを表しているが、依然として外国の税務当局がサブ・ファンドが獲得したキャピタル・ゲインに対する税金を徴収しようとするリスクがある。これは事前通告なく、遡及的に行われる可能性があり、サブ・ファンドに重要な損失をもたらす可能性がある。

7. 重要な契約および関連当事者

(a) 投資顧問会社および副投資顧問会社報酬

投資顧問契約の条件に基づき、投資顧問会社は、該当する四半期末の最終営業日に決定されるサブ・ファンドの平均純資産額（該当する歴四半期の申込み、買戻しおよび分配調整後）の0.80%に相当する金額を四半期報酬（毎日発生し、四半期毎に算定され、後払いされる。）として、サブ・ファンドの資産から受け取る。また、投資顧問会社の同意を条件として、受託会社は、報酬を放棄させる権利、より多額のまたは少額の報酬を課す権利、投資顧問報酬の全部または一部を投資顧問会社の関係会社を含む受益者に払い戻す権利（投資顧問会社、受託会社および該当する受益者が同意した場合）を留保している。投資顧問報酬は、2025年9月30日および2024年9月30日終了年度の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

サブ・ファンドは、基礎となるファンドに投資を行っており、基礎となるファンドもまた、ヤラに関連当事者である副投資顧問会社に投資顧問報酬を支払っている可能性がある。サブ・ファンドは、基礎となるファンドによって支払われた費用を間接的に負担している。以下の表は、基礎となるファンドの報酬率を示しており、これは以下のとおりである。

基礎となるファンド	年間報酬率 (%)
オーストラリア・エンハンスト・インカム・ファンドII、クラスIO (A c c) 豪ドル建受益証券	ゼロ

(b) 管理報酬

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.（以下「MIBL」または「管理会社」という。）がサブ・ファンドの管理会社を務めている。

MIBLは、ルクセンブルグ大公国において商業銀行として認可されており、金融セクター監督委員会（以下「CSSF」という。）によって規制される。同社は、株式会社東京銀行の過半数所有子会社として1974年4月11日にルクセンブルグで設立された有限責任会社である。

管理会社は、サブ・ファンドの平均純資産額の0.05%に相当する金額を報酬（毎日発生し、四半期毎に後払いされる。）として、サブ・ファンドの資産から受け取る。2025年9月30日および2024年9月30日終了年度の管理報酬は、包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

(c) 管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「BBH」という。）がサブ・ファンドの管理事務代行および名義書換事務代行会社である。管理事務代行および名義書換事務代行会社は、サブ・ファンドの代わりに一定の日常管理業務を行う。これには、サブ・ファンドの帳簿および記録の維持、純資産額の算定ならびにサブ・ファンドの費用の支払が含まれる。

BBHへの報酬（資産に基づくもの、保管、取引、サービス提供およびその他に係る報酬を含む。）は、適宜投資顧問会社の合意を得た場合にサブ・ファンドの資産からのみ支払われる。さらに、月末時に、サブ・ファンドが保有する有価証券は、取引種類別に区分され、報酬率が適用される。サブ・ファンドはこの報酬を毎月後払いで支払う。

月末の平均純資産に係る管理事務代行および名義書換事務代行会社への年間報酬は、以下の表に基づきサブ・ファンドレベルで評価される。

資産500百万米ドルまで	4.0ベース・ポイント
資産500百万米ドル超10億米ドルまで	3.0ベース・ポイント
資産10億米ドル超	2.5ベース・ポイント

管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬は、豪ドルから米ドルに換算されている。

管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬は、2025年9月30日および2024年9月30日終了年度の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

(d) 販売報酬

管理会社は、随時、1つまたは複数の事業体を日本におけるサブ・ファンドの販売会社（以下「日本の販売会社」または「販売会社」という。）として任命することができる。

日本の販売会社または販売会社は、該当する歴四半期における申込み、買戻しおよび分配を反映して調整したサブ・ファンドの平均純資産額の0.80%に相当する報酬（毎日発生し、四半期毎に後払いされる。）を受け取る。

販売報酬は、2025年9月30日および2024年9月30日終了年度の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

(e) 受託報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドがサブ・ファンドの受託会社を務めている。受託会社は、信託宣言の条項に従って、サブ・ファンドの資産の全般的な監督責任を負っている。サブ・ファンドは、平均純資産額の0.01%に相当する金額を報酬として毎月後払いで受託会社に対して支払う。

受託報酬は、2025年9月30日および2024年9月30日終了年度の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

(f) 保管報酬

受託会社は、サブ・ファンドの資産の保管に関する責任をBBHに委任している。保管会社は、制限を受けることなく、保管、現金および有価証券の預託に関する通常業務を行う。有価証券の保管に係る報酬は月毎に課される。月末時に、サブ・ファンドの有価証券は、発行地の国別に区分される。各有価証券に関して米ドル相当の公正価値が算定され、発行地の国別に報酬率が適用される。

保管報酬は、2025年9月30日および2024年9月30日終了年度の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

(g) 代行協会員報酬

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、サブ・ファンドの日本における代行協会員を務める。代行協会員は、サブ・ファンドの平均純資産額の0.03%に相当する金額を報酬（毎日発生し、四半期毎に後払いされる。）として受け取る。

代行協会員報酬は、2025年9月30日および2024年9月30日終了年度の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

8. 買戻可能参加受益証券

クラス	発行価格	初回申込最低金額
豪ドル	10豪ドル	100豪ドル
円（ヘッジ対象）	10,000円	10,000円
米ドル	10米ドル	100米ドル
米ドル（ヘッジ対象）	10米ドル	100米ドル

受益証券は、各営業日の該当クラスの受益証券1口当たり純資産価格で販売される。

受益証券は、受益者の選択で募集要項の条件に従った通知を行うことにより買戻し可能である。受益証券は、適用される買戻日の営業終了時の該当クラスの受益証券1口当たり純資産価格で買戻される。ただし、投資顧問会社が自己の裁量で、当該買戻しに関連して発生した費用をこの金額から減額できるものとされている。

また、マスター・ファンドの受益証券も、受益者の選択で募集要項の条件に従った通知を行うことにより買戻し可能である。

2025年9月30日および2024年9月30日現在、受益者は5社であり、うち1社は、管理会社の関連当事者である。

以下は、当該サブ・ファンドの受益証券の変動の要約である。

	受益証券口数			
	豪ドルクラス	円クラス (ヘッジ対象)	米ドルクラス	米ドルクラス (ヘッジ対象)
2023年9月30日現在残高	37,034,843	501,156	8,037,733	17,472,736
買戻可能参加受益証券の申込み	6,531,721	35,902	2,285,700	3,856,765
買戻可能参加受益証券の買戻し	(7,347,345)	(153,425)	(1,982,873)	(4,527,209)
2024年9月30日現在残高	36,219,219	383,633	8,340,560	16,802,292
買戻可能参加受益証券の申込み	10,293,064	140,798	6,266,798	6,855,525
買戻可能参加受益証券の買戻し	(2,997,277)	(88,787)	(1,035,618)	(2,631,698)
2025年9月30日現在残高	43,515,006	435,644	13,571,740	21,026,119

9. 受益証券1口当たり純資産価格

発行または買戻される買戻可能参加受益証券に関する受取対価または支払対価は、取引日現在のサブ・ファンドの買戻可能参加受益証券1口当たり純資産価格に基づく。

サブ・ファンドの各発行済受益証券クラスの純資産額および受益証券1口当たり純資産価格は以下のとおりである。

受益証券クラス	2025年9月30日		2024年9月30日	
	純資産額	受益証券1口当たり純資産価格	純資産額	受益証券1口当たり純資産価格
豪ドルクラス	364,882,778豪ドル	8.385217豪ドル	296,288,511豪ドル	8.180422豪ドル
円クラス (ヘッジ対象)	36,177,214豪ドル	8,128.117519円	31,922,645豪ドル	8,257.400574円
米ドルクラス	104,479,131豪ドル	5.102039米ドル	63,131,453豪ドル	5.251140米ドル
米ドルクラス (ヘッジ対象)	338,469,596豪ドル	10.668670米ドル	251,156,840豪ドル	10.370017米ドル

10. 分配金

分配は投資顧問会社の選択により行われ、2025年9月30日および2024年9月30日終了年度における分配金宣言額および支払額は、包括利益計算書において開示されており、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産が金融負債として分類されている。受益者へ分配を行うことにより、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は減少するが、受益者1人当たり受益証券口数に相応する変動は生じない。これにより受益者によるサブ・ファンドに対する投資総額は減少する。さらに、サブ・ファンドの営業による純利益／（損失）累計額を超過する分配金が1会計期間内に支払われた場合、分配金の一部は資本の払い戻しとなる。

11. 金融投資および関連リスク

サブ・ファンドの投資活動により、基礎となるマスター・ファンドが投資する金融投資および市場に関連する様々な種類のリスクにサブ・ファンドはさらされている。これらはデリバティブおよびデリバティブ以外の金融投資の両方の場合がある。サブ・ファンドの投資ポートフォリオは、期末現在において単一の基礎となるファンドおよびデリバティブ投資で構成されている。受託会社はサブ・ファンドの投資リスクを管理するために、副投資顧問会社を任命した。サブ・ファンドがさらされている重要な金融リスクの種類は市場リスク、流動性リスクおよび信用リスクである。戦争、軍事紛争、テロ行為、社会不安、自然災害、景気後退、インフレ、急激な金利変動、サプライチェーンの混乱、制裁措置、感染症の蔓延、公衆衛生上の脅威などの事象も、サブ・ファンドとその投資に重要な影響を及ぼす可能性がある。募集要項には、これらのリスクおよびその他の種類のリスクの詳細が記載されており、当財務書類においては提供されていない情報も含まれている。

資産配分は、注記2に詳述された投資目的を達成するため、資産配分を管理するサブ・ファンドの副投資顧問会社によって決定される。投資目的の達成にはリスクを伴う。副投資顧問会社は、投資意思決定を行う際には、分析、調査およびリスク管理手法に基づき判断を行う。ベンチマークおよび／または目標とする資産配分からの乖離ならびにポートフォリオの構成は、サブ・ファンドのリスク管理方針に従って監視される。

同一の基礎となるファンドに対して複数の投資ビークルが潜在的に投資を行うという状況は、投資家に一定の特有のリスクを与えている。サブ・ファンドは、同一の基礎となるファンドに対して投資を行う他の事業体の行動により、著しく影響を受ける可能性がある。例えば、基礎となるファンドの他の受益者が、持分の一部または全部を換金する場合、当該サブ・ファンドに比例配分される営業費用が増加し、その結果、リターンが減少する可能性がある。同様に、基礎となるファンドの他の受益者が換金を行うことにより、基礎となるファンドの分散度合いが低下し、その結果、ポートフォリオ・リスクが増加する可能性がある。基礎となるファンドは、一部の直接もしくは間接の投資家に係る規制上の制限またはその他の理由により、その投資活動を制限したり、一定の商品に対する投資ができない場合があり、このことが、基礎となるファンド（ひいてはサブ・ファンド）のパフォーマンスに不利な影響を及ぼす可能性がある。

サブ・ファンドに関連して採用したリスク管理方針は、以下に詳述されている。

(a) 市場リスク

サブ・ファンドの投資ポートフォリオの公正価値の変動可能性は市場リスクと呼ばれている。一般的に利用される市場リスクの種類には、通貨リスク、金利リスクおよびその他の価格リスクが含まれている。

- ・通貨リスクは、直物為替相場、先物為替相場および為替相場のボラティリティの変動に対するエクスポージャーから生じる可能性がある。
- ・金利リスクは、様々なイールドカーブの水準、傾斜および曲率の変化、金利のボラティリティ、モーゲージの期限前償還率ならびに信用スプレッドの変動に対するエクスポージャーから生じる可能性がある。
- ・その他の価格リスクは、通貨リスクまたは金利リスクから生じる変動以外の市場価格の変動の結果として投資の価値が変動するリスクであり、個々の株式、株式バスケット、株式指数およびコモディティの価格およびボラティリティの変動に対するエクスポージャーから生じる可能性がある。

市場リスクに関する戦略は、サブ・ファンドの投資リスクおよび目標リターンによって決定される。

市場リスクは、リスク・バジェットイング方針の適用を通じて管理されている。副投資顧問会社は、リスク・バジェットイングのフレームワークを使用して、トラッキング・エラーと一般に呼ばれる適切なリスク目標を決定する。

ゴールドマン・サックスの市場リスク分析グループ（以下「IMD MRA」という。）は、副投資顧問会社が取った市場リスクを独立して監視、分析および報告する責任を負っている。IMD MRAは、感応度の測定およびトラッキング・エラーを含む市場リスクを監視するため多数のリスク測定基準を使用している。

報告日現在のサブ・ファンドの投資ポートフォリオの詳細は、投資明細表に開示されている。個々の集団投資スキームおよびデリバティブ投資はすべて、個別に開示されている。

(i) 通貨リスク

サブ・ファンドの各通貨クラスは、それぞれの関係通貨に対するヘッジを追求する（以下で説明する米ドルクラスを除く。）。これは、クラス・ヘッジと呼ばれる。さらに、受益者が受益者自身の管轄区域の自国通貨以外のクラス通貨に関してヘッジを行うヘッジ対象クラスの受益証券に投資する場合、当該受益者は当該クラスの通貨が自国通貨に対して価値が下がるという重要なリスクにさらされる。

関連するクラスの通貨に対するヘッジは、必ずしも完全ではなく、各通貨クラスは、当該受益証券が発行された通貨の為替変動の影響を受ける可能性がある。

サブ・ファンドの資産は豪ドル建てであるため、米ドルクラスの価値は、本来のパフォーマンスにかかわらず、米ドル/豪ドルの為替レートに応じて変動する。

原則として、米ドルクラスを除くサブ・ファンドの各クラスは各クラスの通貨に対してヘッジされている。通貨クラスの代わりにサブ・ファンドが行ったヘッジ活動に関するヘッジ利得および損失は、それぞれの通貨クラスにのみ配分される。

サブ・ファンドは、金融投資に投資し、機能通貨以外の通貨建ての取引を行うことができる。その結果、サブ・ファンドは、サブ・ファンドの機能通貨以外の通貨建ての資産または負債部分の価値に悪影響が生じる形で、機能通貨の換算レートがその他の外国通貨に対して変動するリスクにさらされる可能性がある。機能通貨以外の通貨建ての投資が詳細にリストアップされたサブ・ファンドの投資明細表を参照のこと。2025年9月30日および2024年9月30日現在、ほぼすべての豪ドル以外の通貨建ての投資は豪ドルに対してヘッジされていた。これは、ポートフォリオ・ヘッジと呼ばれる。

投資家が、投資しているサブ・ファンドの基準通貨と異なる通貨の受益証券クラスに対して投資する場合、投資家の通貨リスクは、サブ・ファンドの通貨リスクとは異なる。

2025年9月30日および2024年9月30日現在、サブ・ファンドは重要な通貨リスク・エクスポージャーを有していなかった。

サブ・ファンドの純利益合計への影響はないものの、米ドルクラスの価値は、米ドル/豪ドルの為替レートに応じて変動する。そのため、米ドルの15%の上昇/下落は、それぞれの米ドルクラスの純資産に+/-15%の影響を与えるが、その他のクラスには影響を与えない。

2025年9月30日および2024年9月30日現在、サブ・ファンドには、ヘッジを含む純資産額の+/-5%を超える以下の通貨の集中があった。

通貨	通貨の集中	通貨の集中
	2025年9月30日	2024年9月30日
米ドル	40.35%	38.99%

マスター・ファンドに関しては、2025年9月30日および2024年9月30日現在、ヘッジを含む純資産額の+/-5%超の通貨の集中はなかった。

(ii) 金利リスク

サブ・ファンドは、マスター・ファンドの投資に対する間接的なエクスポージャーを通じて、固定利付証券に投資できる。特定の有価証券に関連する金利の変動により、副投資顧問会社は、契約終了時または有価証券の売却時に類似水準のリターンを確保することができなくなる可能性がある。また、現行の金利の変動または将来の予測金利の変動により、保有する有価証券の価値が増加または減少する可能性がある。一般に、金利が上昇した場合、固定利付証券の価値は下落する。通常、金利の下落はその逆の影響をもたらす。

サブ・ファンドは、マスター・ファンドの投資に対する間接的なエクスポージャーを通じて、希望する通貨建ての固定利付商品、変動利付商品またはゼロ金利商品に投資できる。

2025年9月30日および2024年9月30日現在、サブ・ファンドは重要な直接的な金利リスク・エクスポージャーを有していなかった。しかし、サブ・ファンドはマスター・ファンドの投資ポートフォリオを通じて間接的な金利エクスポージャーを有していた。

サブ・ファンドの金融資産および金融負債の金利プロファイルは以下のとおりである。

2025年9月30日現在

	1年以内	1年超5年以内	5年超	無利息	合計
資産					
現金および現金同等物	30,278,344	—	—	43,397	30,321,741
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産	—	—	—	831,590,652	831,590,652
その他の資産	—	—	—	6,562,914	6,562,914
資産合計	30,278,344	—	—	838,196,963	868,475,307
負債					
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債	—	—	—	5,734,453	5,734,453
投資購入未払金	—	—	—	11,002,820	11,002,820
その他の負債	—	—	—	7,729,315	7,729,315
受益者に帰属する純資産を除く負債合計	—	—	—	24,466,588	24,466,588

2024年9月30日現在

	1年以内	1年超5年以内	5年超	無利息	合計
資産					
現金および現金同等物	4,667,453	—	—	26,653	4,694,106
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産	—	—	—	644,850,839	644,850,839
投資売却未収入金	—	—	—	502,861	502,861
その他の資産	—	—	—	5,688,140	5,688,140
資産合計	4,667,453	—	—	651,068,493	655,735,946
負債					
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債	—	—	—	6,923,182	6,923,182
投資購入未払金	—	—	—	884,254	884,254
その他の負債	—	—	—	5,429,061	5,429,061
受益者に帰属する純資産を除く負債合計	—	—	—	13,236,497	13,236,497

マスター・ファンドの金融資産および金融負債の金利プロファイルは、以下のとおりである。

2025年9月30日現在

	1年以内	1年超5年以内	5年超	無利息	合計
資産					
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産	439,334,773	199,249,264	132,920,221	19,108,491	790,612,749
資産合計	439,334,773	199,249,264	132,920,221	19,108,491	790,612,749

2024年9月30日現在

	1年以内	1年超5年以内	5年超	無利息	合計
資産					
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産	384,993,175	135,517,856	84,537,725	18,201,281	623,250,037
資産合計	384,993,175	135,517,856	84,537,725	18,201,281	623,250,037

(iii) その他の価格リスク

その他の価格リスクは、個々の投資もしくは発行体に固有の要因、または市場で取引される金融投資に影響を与えるその他の要因によって引き起こされるかにかかわらず、通貨リスクまたは金利リスク以外から生じる市場価格の変動の結果として金融投資の価値が変動するリスクである。

サブ・ファンドの金融投資は公正価値で計上され、公正価値の変動は包括利益計算書に計上されるため、すべての市況の変動が買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産に直接的に影響を与える。

サブ・ファンドの集団投資スキーム／ミューチュアル・ファンドに対する投資は、該当ファンドの募集要項に要約されている評価方針に従って、基礎となるファンドにより提供される純資産額に基づいている。ミューチュアル・ファンドの資産は、一般的に独立の第三者である管理事務代行会社またはその他のサービス提供者により評価されると推測されるが、ミューチュアル・ファンドの一定の有価証券またはその他の資産には、容易に確認できる市場価格がない状況がありうる。そのような状況下では、該当するミューチュアル・ファンドの管理会社が当該有価証券または商品进行评估することが必要となる可能性がある。

以下のサブ・ファンドに関する分析は、基礎となるファンドの投資に対する間接的なエクスポージャーに基づき表示されている。

10%の価格変動が純資産額に与える影響

	2025年9月30日 上昇	2025年9月30日 下落	2024年9月30日 上昇	2024年9月30日 下落
銀行	4.7%	(4.7%)	4.8%	(4.8%)
保険	1.3%	(1.3%)	1.4%	(1.4%)
ホテル、モーテル、旅 館およびカジノ	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
ファンド	0.2%	(0.2%)	0.3%	(0.3%)
金融	1.1%	(1.1%)	0.9%	(0.9%)
その他	2.4%	(2.4%)	2.4%	(2.4%)
ポートフォリオ合計	9.7%	(9.7%)	9.8%	(9.8%)

(iv) 感応度分析の限界

上記の感応度分析には以下のいくつかの限界が含まれている。

- ・当該分析は過去のデータに基づくものであり、将来の市場価格の変動、市場間の相関関係および市場の流動性水準が過去の傾向と無関係の可能性のあることを考慮できない。
- ・当該分析は、明確で正確な数値というよりは相対的なリスクの見積りである。
- ・当該分析は仮説上の結果を表すものであり、予測を意図するものではない。
- ・将来の市況は過去の実績と大きく異なる可能性がある。

(b) 流動性リスク

流動性リスクとは、サブ・ファンドが、現金またはその他の金融資産の引き渡しにより決済される金融負債に関する債務の履行において困難に直面するリスクである。特に流動性が低下する可能性があるのは、担保付および／または無担保の資金調達源を確保できない場合、資産を売却できない場合、予測できない現金または担保の流出が起きた場合、取引相手先や主要なブローカーの条件・約款違反が起きた場合である。このような状況は、一般市場の混乱、あるいはサブ・ファンドまたは第三者に影響を与える運用上の問題など、サブ・ファンドの管理外の出来事により発生する可能性がある。また、資産の売却能力は、他の市場参加者が同時期に類似の資産を売却しようとする場合に低下する可能性がある。

サブ・ファンドの金融資産および金融負債には、店頭で取引されるデリバティブ契約に対する投資（これは、組織化された公開市場では取引されておらず、流動性が低い場合がある。）および発行規模の相当な割合を占める商品に対する投資が含まれている。その結果、サブ・ファンドは、要求に応じるため、または特定の発行体の信用力の悪化のような特定の事象に対応するために、これらの投資を公正価値に近い金額で迅速に現金化できない可能性がある。投資ポジションの強制的な現金化を行うことにより財務的損失が生じる可能性がある。

サブ・ファンドの投資には、集団投資スキームが含まれている。集団投資スキームは、サブ・ファンドの買戻制限よりも厳しい買戻制限が課されている場合がある。これは、サブ・ファンドが受益者に対して認めるよりも少ない頻度でしか買戻日を認めない場合があることを含む。

サブ・ファンドは、受益証券の申込みおよび買戻しを行っているため、募集要項の条件に従った受益者の買戻しに関連する流動性リスクにさらされている。サブ・ファンドの募集要項は日々の受益証券の申込みおよび買戻しについて規定している。

サブ・ファンドの受益証券の大量の買戻しの場合には、サブ・ファンドは買戻しのための現金を調達するために、他の望ましい方法よりも迅速に投資の現金化を要求される可能性があるが、サブ・ファンドは、通常の流動性要求を満たすのに十分な流動性投資を含めるよう管理されている。買戻しに対応するためにより多くの流動性資産が売却される場合には、これらの要因は、買戻受益証券の価値、流通している受益証券の評価およびサブ・ファンドの残りの資産の流動性に悪影響を与える可能性がある。

受託会社は、一定の状況下で買戻しを制限または一時中止する場合がある。これには、純資産額の算定が一時中止された場合、買戻しの要求に応じるためにサブ・ファンドの資産の一部または全部を処分することが、受託会社の合理的な意見では受益者に不利益をもたらすと見込まれる場合、または受託会社の管理の及ばない異常な状況下にある場合を含むが、これらに限定されない。受託会社は、すべての買戻しに関して投資顧問会社と協議の上で、IFRSによって留保が要求されていない場合でも、買戻金額から、費用、負債または偶発事象に関する金額を留保することができる。

2025年9月30日および2024年9月30日現在、負債の金額はすべて、3か月以内に返済期限を迎える。

2025年9月30日現在、為替予約に係るインフロー総額およびアウトフロー総額は、それぞれ389,818,332豪ドルおよび395,535,126豪ドルであった。2024年9月30日現在、為替予約に係るインフロー総額およびアウトフロー総額は、それぞれ309,720,494豪ドルおよび314,209,832豪ドルであった。

為替予約は通常、純額で決済される。

資金調達契約には、デリバティブ取引が含まれている。

レバレッジド・ポジションに関して利用可能な資金調達の満期または終了、レバレッジド・エクスポージャーの公正価値の変動に関する担保差入れ要求、またはサブ・ファンドの資金調達契約の担保掛目その他の条件の変更により、サブ・ファンドの流動性の利用およびレバレッジド・ポジションの維持能力に悪影響が生じる可能性があり、サブ・ファンドに重要な損失が発生する可能性がある。サブ・ファンドは、投資能力の増加、営業費用の手当または取引の決済を含む、あらゆる目的のため、借入を行うことまたはその他の形式のレバレッジ（担保付および無担保）を利用することができる。しかし、レバレッジを得るこのような契約が利用可能な保証はなく、レバレッジが利用可能だとしてもサブ・ファンドが受入可能な契約条件で利用可能な保証はない。また、景気の悪化により、資金調達コストの増加や資本市場の利用制限が生じたり、貸出人がサブ・ファンドへの貸出を延長しない決定をする可能性がある。

また、レバレッジの利用により、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属するサブ・ファンドの純資産の公正価値のボラティリティの影響が拡大することでリスクが増加する。

サブ・ファンドの資産の市場価値の下落により、これらの資産の市場価値を担保に借入を行っている場合には、特別な悪影響が生じる可能性がある。これらの資産の市場価値の下落により、サブ・ファンドに対して貸出人（デリバティブの契約相手先を含む。）が追加担保の差入や、サブ・ファンドの最善の利益にならない場合でも資産の売却を要求する可能性がある。

(c) 信用リスク

信用リスクとは、金融投資の一方の当事者が債務を履行できないために、もう一方の当事者に財務的損失が生じるリスクである。

副投資顧問会社は、取引相手先またはサブ・ファンドの発行体との取引に関連する信用リスクを軽減する手続を採用している。取引を行う前に、副投資顧問会社またはその関連当事者は、当事者、その事業および風評の信用分析を実施することにより信用力と風評の両方を評価する。その後、承認された取引相手先または発行体の信用リスクは、継続的に監視される（必要に応じた財務書類および中間財務書類の定期的調査を含む。）。

信用損失に対するエクスポージャーを軽減するために、サブ・ファンドが締結した一部の店頭デリバティブ契約は、当該契約に基づき生じた取引の相殺を認めている（直物為替契約のみを行う取引相手先との契約を除く。）。当該相殺権により資産と負債の報告額は相殺されていないが、債務不履行事由または終了事由が生じた場合には、当該契約に基づき取引相手先とのすべての店頭取引が終了し、当該取引相手先に対する債権額と債務額は純額ベースで清算されるため、当該相殺権により、評価益が出ている単一の取引相手先との店頭取引に係る信用リスクは、評価損が出ている同一の取引相手先との店頭取引額まで軽減される。

債券は、発行体または保証会社はその債務に係る元本および利息を支払えないリスクにさらされており、また、金利感応度、発行体の信用度に関する市場の認知および一般市場の流動性などの要因による価格のボラティリティにさらされている。

サブ・ファンドは、支払不能、運営、清算または保管会社もしくは副保管会社／受託会社の債権者によるその他の法的保護（以下「支払不能」という。）に関連する多くのリスクにさらされている。これらのリスクは以下を含むがこれらに限定されない。

- i 保管会社と副保管会社／受託会社の両方の段階において顧客の資金として取り扱われていない、保管会社または副保管会社／受託会社が保有するすべての現金（以下「顧客資金」という。）を失うこと。
- ii 保管会社または副保管会社／受託会社が、サブ・ファンドと合意した手続き（存在する場合）に従って顧客資金として取り扱うことを怠っていたすべての現金を失うこと。
- iii 適切に分離処理がされていないため保管会社と副保管会社／受託会社の両方の段階において識別されていなかった、サブ・ファンドが保有する有価証券（以下「トラスト資産」という。）または保管会社または副保管会社／受託会社が保有する顧客資金の一部または全部を失うこと。
- iv 保管会社もしくは副保管会社／受託会社による誤った口座管理を原因として、または、支払不能の管理費用を支払うための控除を含む、関連するトラスト資産ならびに／もしくは顧客資金の識別および振替のプロセスを原因として、一部または全部の資産を失うこと。
- v 残高の振替の受領および関連する資産に対する支配の再取得が長期間遅れることにより生じる損失。

支払不能は、サブ・ファンドの投資活動に深刻な混乱を引き起こす可能性がある。状況によっては、これにより、投資顧問会社が純資産額の計算および受益証券の取引を一時的に中断する場合がある。

サブ・ファンドの有価証券取引の清算および預託業務は、主に保管会社に集中している。2025年9月30日および2024年9月30日現在、実質的にすべての現金および現金同等物、ブローカーに対する債権残高、ならびに投資は保管会社（第三者である保管会社が保有する可能性のある定期預金を除く。）または対象となるブローカーに保管されている。

2025年9月30日および2024年9月30日現在、以下の金融資産（デリバティブ金融資産、現金および現金同等物ならびにその他の債権に対する投資）が信用リスクにさらされていた。金融資産の帳簿価額は、報告日現在の取引相手先の信用リスクに対する最大エクスポージャーを最も良く反映している。

報告日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャー（為替予約に係る想定元本を除く。）は以下のとおり分析できる。以下の表の金額は市場価値に基づいている。

金融商品の種類*	2025年9月30日 (豪ドル)	2024年9月30日 (豪ドル)
現金および現金同等物	30,321,741	4,694,106
未収利息	28,630	24,175
ブローカーに対する債権：		
担保金額	1,720,000	4,620,000
為替予約	17,659	2,432,917
投資売却未収入金	—	502,861
申込受益証券未収入金	4,814,284	878,423
その他の資産	—	165,542
合計	36,902,314	13,318,024

* オープン・エンド型の投資会社は、サブ・ファンドを直接的な信用リスクにさらさないため、上記の表に含まれていない。

マスター・ファンドは、（マスター・ファンドの市場価値合計に対する割合として）発行体の信用リスクに対する以下のエクスポージャーにさらされている。

証券格付（該当がある場合）は、S&P/ムーディーズ/フィッチ・インベスター・サービスから入手したものである。

格付	2025年9月30日 (%)	2024年9月30日 (%)
A	17.18%	16.31%
B B B	59.99	58.56
B B	4.87	1.58
B	1.52	2.03
格付なし	16.44	21.52
合計	100.00%	100.00%

上記の表は、マスター・ファンドの投資の信用度を示している。取引相手先または発行体は、その事業体自体が投資適格であるか、または格付なしの場合は系列の事業体が投資適格であり、かつ、この格付けされた事業体から取引相手先または発行体に強力な無条件の支援があると投資顧問会社の信用リスク管理およびアドバイザー部門が考えている。副投資顧問会社は、信用に係る方針を整備しており、信用リスクに対するエクスポージャーを継続的に監視している。

クレジット・デフォルト・スワップは、参照される有価証券または義務に係るプロテクションを受け取る権利と交換に、ある当事者が他の当事者に支払いを行う一連の流れを含む契約である。プロテクションの売り手として、サブ・ファンドは通常、信用事象が生じない場合には、スワップ期間全体を通じて支払いを受ける。さらに、サブ・ファンドがクレジット・デフォルト・スワップを通じてプロテクションを売る場合、参照債務の価値が受取プレミアムを下回る場合があるため、サブ・ファンドが損失を被る場合がある。特定の信用事象の発生時には、サブ・ファンドは信用プロテクションの売り手として、債務不履行となった参照債務の保有を要求され、現物決済された取引におけるスワップの想定元本に相当する金額を買い手に支払うことを要求される場合がある。また、サブ・ファンドは、現金決済取引における参照債務の回収可能価額控除後のスワップの想定元本に相当する金額の正味決済金額を現金または有価証券の形態で支払う場合がある。回収可能価額は、債務不履行となった有価証券または債務に透明性のある価格が設定されることを市場参加者が保証される、信用事象に係る入札プロセスを通じて設定されることがある。さらに、サブ・ファンドは、取引相手先に担保として差し入れた資産の返還を求める権利がある。サブ・ファンドがクレジット・デフォルト・スワップを有している場合、その想定元本は投資明細表に開示されている。2025年9月30日および2024年9月30日現在、クレジット・デフォルト・スワップはなかった。

2025年9月30日および2024年9月30日現在、サブ・ファンドは、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産の5%を超える取引相手先または発行体の信用リスクの集中を有していなかった。

サブ・ファンドは、債務不履行の確率、債務不履行時のエクスポージャーおよび債務不履行時の損失を使用して信用リスクと予想信用損失を測定する。経営者は、予想信用損失を決定する際に、過去の分析と将来の予測情報の両方を考慮する。経営者は、取引相手先が短期的に契約上の義務を履行する能力が高いため、債務不履行の可能性はゼロに近いと考えている。その結果、かかる減損はサブ・ファンドにとって全く重要性がないため、12か月の予想信用損失に基づく損失引当金は認識されていない。

以下の表は、マスター・ファンドについて、純資産額の5%を超える集中を示している。

	2025年9月30日	2024年9月30日
集中	マスター・ファンドの純資産に対する割合 (%)	
オーストラリア・ニュージーランド銀行	5.51	6.33
マッコーリー・グループ	— [△]	6.60
ナショナル・オーストラリア・バンク・リミテッド	— [△]	6.41

[△] 金額が5%未満である。

マスター・ファンドは、債務不履行の確率、債務不履行時のエクスポージャーおよび債務不履行時の損失を使用して信用リスクと予想信用損失を測定する。経営者は、予想信用損失を決定する際に、過去の分析と将来の予測情報の両方を考慮する。経営者は、取引相手先が短期的に契約上の義務を履行する能力が高いため、債務不履行の可能性はゼロに近いと考えている。その結果、かかる減損はマスター・ファンドにとって全く重要性がないため、12か月の予想信用損失に基づく損失引当金は認識されていない。

(d) 追加的なリスク

追加的なリスクには以下が含まれるが、これらに限定されるものではない。

(i) 資本リスク管理

サブ・ファンドの資本は、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産によって表される。サブ・ファンドは、受益者の裁量による日々の申込みおよび買戻しの影響を受けるため、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産の金額は日々著しく変動する可能性がある。資本を管理する際のサブ・ファンドの目的は、受益者にリターンを提供しその他の利害関係者に便益をもたらすために継続企業として持続するサブ・ファンドの能力を保護すること、およびサブ・ファンドの投資活動の成長を支援するための強固な資本基盤を維持することである。

(ii) 集中リスク

サブ・ファンドは、限られた数の投資および投資テーマに投資する可能性がある。投資先の数が制限される結果、全体のパフォーマンスは、個々の投資のパフォーマンスから一層大きくプラスまたはマイナスの影響を受ける可能性がある。

(iii) オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、情報、通信、取引処理および決済、ならびに会計システムにおける不備を原因とする損失の潜在的可能性である。サブ・ファンドのサービス提供会社は、注記7に記載されているとおり、オペレーショナル・リスクの管理を手助けする目的で統制および手続を維持している。サービス提供会社のサービス水準の調査は、副投資顧問会社によって定期的に実施される。これらの措置が100%有効であるという保証はない。

(iv) 法律上、税務上および規制上のリスク

サブ・ファンドに対して不利な影響を及ぼす可能性のある法律上、税務上および規制上の変更がサブ・ファンドの継続期間において生じる可能性がある。

税金に関して、サブ・ファンドは、サブ・ファンドが投資している一定の管轄区においてキャピタル・ゲイン、利息および配当に対して課税される可能性がある。

税務当局による税法および規則の解釈および適用範囲は、時折、明確性や一貫性を欠くことがある。課税される可能性が高く、かつ、見積可能である税金債務は負債として計上される。ただし、税金債務の一部は不確実性にさらされており、当年度および過年度の税務ポジションに対してこれらの当局が将来行う措置、解釈または判断に基づく追加的な税金負債、利息、加算税が生じる可能性がある。また、サブ・ファンドが潜在的な税金負債を計上する義務を創設したり、または取除くように会計基準が改訂される可能性もある。したがって、現在は発生する可能性が高くない一定の潜在的な税金債務が、発生する可能性が高くなり、サブ・ファンドの将来の追加的な税金負債となり、これらの追加的な税金負債が重要となる可能性がある。上記の不確実性のために、純資産額は、サブ・ファンドに対する持分の申込み、買戻しまたは交換の場合も含め、サブ・ファンドに最終的に生じる税金負債を反映していない可能性があり、このことがその時点の投資家に不利な影響を及ぼす可能性がある。

当財務書類に開示されていない追加的なリスクの詳細は、サブ・ファンドの募集要項を参照のこと。

12. 与信機関

2025年9月30日および2024年9月30日現在、すべての現金および現金同等物ならびにブローカーに対する債権／債務は、信用格付がA以上の以下の与信機関により保有されていた。与信機関の格付は、S&P／ムーディーズ・インベスターズ・サービス／フィッチ・レーティングスより取得しており、これらは監査を受けていない。

資産	2025年9月30日		2024年9月30日	
	豪ドル	純資産比率 (%)	豪ドル	純資産比率 (%)
取引相手先				
オーストラリア・ニュージーランド銀行 ⁽¹⁾	18,380,744	2.17	—	—
BNPパリバ・エヌエイ ⁽¹⁾	11,748,536	1.39	4,577,078	0.71
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー ⁽²⁾	43,397	0.01	26,653	0.00 ⁽³⁾
J Pモルガン・チェース・アンド・カンパニー ⁽¹⁾	149,064	0.02	90,375	0.02
現金および現金同等物合計	30,321,741	3.59	4,694,106	0.73
ブローカーに対する債権： ⁽⁴⁾				
オーストラリア・ニュージーランド銀行	—	—	580,000	0.09
HSBCバンク・ピーエルシー	350,000	0.04	—	—
モルガン・スタンレー	—	—	2,010,000	0.31
スタンダード・チャータード・バンク	530,000	0.06	2,030,000	0.32
ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー	840,000	0.10	—	—
ブローカーに対する債権合計	1,720,000	0.20	4,620,000	0.72
(1) 定期預金				
(2) 制限なし—保管現金勘定				
(3) 0.005%未満の比率の場合は四捨五入されている。				
(4) 制限あり—為替予約に係る現金担保				

負債	2025年9月30日		2024年9月30日	
	豪ドル	純資産比率 (%)	豪ドル	純資産比率 (%)
取引相手先				
ブローカーに対する債務 ⁽¹⁾ ：				
シティバンク・エヌエイ	—	—	1,060,000	0.16
ナットウエスト・マーケット・ピーエルシー	—	—	1,150,000	0.18
ブローカーに対する債務合計	—	—	2,210,000	0.34
(1) 制限あり—為替予約に係る現金担保				

13. 為替レート

豪ドル以外の通貨建ての投資ならびにその他の資産および負債の換算に以下の豪ドルに対する為替レートが使用された。

	2025年9月30日	2024年9月30日
円 (JPY)	97.878236	99.234003
米ドル (USD)	0.662750	0.693750

14. ソフト・コミッション

サブ・ファンドは、取引実行のみ、および／または取引実行と投資調査についてコミッションを支払う場合がある。2025年9月30日および2024年9月30日終了年度において、サブ・ファンドは、いかなる第三者とも上記以外のソフト・コミッション契約を締結していない。

15. 偶発負債

2025年9月30日および2024年9月30日現在、偶発負債はなかった。

16. 後発事象

2025年9月30日より後に、当財務書類の修正が要求される事象または当財務書類に開示が要求される事象は発生しなかった。

17. 補償

サブ・ファンドは、様々な補償を含む契約を締結する可能性がある。これらの契約に基づくサブ・ファンドの最大エクスポージャーは明らかでない。しかし、サブ・ファンドには、過去においてこれらの契約に従った請求または損失はなかった。

18. 財務書類の承認

経営者は、2025年12月19日に当財務書類を承認した。財務書類は公表後に修正してはならない。

(3) 投資有価証券明細表等

GSオーストラリア・ハイブリッド証券ファンド

投資明細表

2025年9月30日現在

保有高／ 受益証券口数	銘柄	公正価値 (豪ドル)	純資産比率 (%)
	投資ファンド*		
	豪ドル		
3,791,424	オーストラリア・エンハンスド・インカム・ファンドII、クラスIO (Acc) 豪ドル建受益証券	831,572,993	98.53
	投資ファンド合計	831,572,993	98.53

クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約

満期日	通貨	買建	通貨	売建	取引相手先	未実現利得 (豪ドル)	純資産比率 (%)
10/11/2025	AUD	84,560	USD	54,397	Morgan Stanley & Co	2,527	0.00
10/11/2025	AUD	505,638	USD	330,136	UBS AG	7,782	0.00
10/11/2025	AUD	785,336	USD	518,781	Standard Chartered Bank	2,995	0.00
26/11/2025	AUD	73,453	JPY	7,066,606	Westpac Banking Corporation	894	0.00
26/11/2025	AUD	82,195	JPY	7,978,806	Morgan Stanley & Co	270	0.00
10/11/2025	USD	1,879,392	AUD	2,831,001	BNP Paribas SA	3,191	0.00
クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現利得合計						17,659	0.00

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約（続き）

満期日	通貨	買建	通貨	売建	取引相手先	未実現損失 (豪ドル)	純資産比率 (%)
10/11/2025	AUD	684,173	USD	455,060	HSBC Bank PLC	(2,075)	(0.00)
26/11/2025	JPY	7,881,780	AUD	81,142	NatWest Markets PLC	(214)	(0.00)
26/11/2025	JPY	50,343,644	AUD	520,175	Morgan Stanley & Co	(3,255)	(0.00)
26/11/2025	JPY	1,594,277,794	AUD	16,667,776	State Street Bank & Trust Co.	(297,997)	(0.04)
26/11/2025	JPY	1,892,985,878	AUD	19,736,159	HSBC Bank PLC	(299,295)	(0.04)
10/11/2025	USD	320,480	AUD	498,098	Morgan Stanley & Co	(14,803)	(0.00)
10/11/2025	USD	700,236	AUD	1,079,727	Barclays Bank PLC	(23,745)	(0.00)
10/11/2025	USD	1,035,603	AUD	1,573,902	UBS AG	(12,174)	(0.00)
10/11/2025	USD	1,443,765	AUD	2,187,821	Australia & New Zealand Banking Group Ltd	(10,571)	(0.00)
10/11/2025	USD	3,811,208	AUD	5,821,696	HSBC Bank PLC	(74,256)	(0.01)
10/11/2025	USD	107,830,412	AUD	165,095,362	Standard Chartered Bank	(2,483,184)	(0.29)
10/11/2025	USD	110,054,802	AUD	168,479,524	State Street Bank & Trust Co.	(2,512,884)	(0.30)
クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計						(5,734,453)	(0.68)

投資合計	公正価値 (豪ドル)	純資産比率 (%)
投資ファンド合計	831,572,993	98.53
クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現利得合計	17,659	0.00
クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計	(5,734,453)	(0.68)
その他の資産および負債	18,152,520	2.15
買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産	844,008,719	100.00

* 系列ファンドを表している。

通貨略称：

AUD 豪ドル

JPY 円

USD 米ドル

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

GSオーストラリア・ハイブリッド証券ファンド
投資明細表
2024年9月30日現在

保有高／ 受益証券口数	銘柄	公正価値 (豪ドル)	純資産比率 (%)
	投資ファンド*		
	豪ドル		
3,152,507	オーストラリア・エンハンスド・インカム・ファンドII、クラスIO (Acc) 豪ドル建受益証券	642,417,922	99.99
	投資ファンド合計	642,417,922	99.99

クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約

満期日	通貨	買建	通貨	売建	取引相手先	未実現利得 (豪ドル)	純資産比率 (%)
15/10/2024	AUD	621,795	USD	414,448	Barclays Bank PLC	24,523	0.01
15/10/2024	AUD	1,027,196	USD	680,642	Morgan Stanley & Co	46,303	0.01
15/10/2024	AUD	3,262,537	USD	2,155,839	HSBC Bank PLC	155,698	0.03
15/10/2024	AUD	4,705,276	USD	3,199,212	Australia & New Zealand Banking Group Ltd	94,803	0.01
17/10/2024	AUD	79,846	JPY	7,731,523	NatWest Markets PLC	1,780	0.00
17/10/2024	AUD	81,755	JPY	7,671,818	State Street Bank & Trust Co.	4,292	0.00
17/10/2024	AUD	110,897	JPY	10,757,340	Australia & New Zealand Banking Group Ltd	2,279	0.00
17/10/2024	AUD	193,157	JPY	18,378,018	Westpac Banking Corporation	7,591	0.00
17/10/2024	AUD	873,685	JPY	85,639,454	HSBC Bank PLC	8,969	0.00
17/10/2024	JPY	1,594,636,580	AUD	15,058,004	NatWest Markets PLC	1,043,318	0.16
17/10/2024	JPY	1,594,636,580	AUD	15,057,961	Citibank NA	1,043,361	0.16
クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現利得合計						2,432,917	0.38

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約（続き）

満期日	通貨	買建	通貨	売建	取引相手先	未実現損失 (豪ドル)	純資産比率 (%)
17/10/2024	AUD	361,090	JPY	37,599,152	Citibank NA	(18,555)	(0.00)
17/10/2024	JPY	7,671,818	USD	54,397	NatWest Markets PLC	(927)	(0.00)
17/10/2024	JPY	12,214,625	AUD	125,030	Westpac Banking Corporation	(1,697)	(0.00)
17/10/2024	JPY	113,227,363	AUD	1,171,604	State Street Bank & Trust Co.	(28,328)	(0.01)
15/10/2024	USD	320,457	AUD	478,777	UBS AG	(16,958)	(0.00)
15/10/2024	USD	877,177	AUD	1,300,929	BNP Paribas	(36,804)	(0.01)
15/10/2024	USD	2,332,525	AUD	3,453,577	HSBC Bank PLC	(92,110)	(0.01)
15/10/2024	USD	10,915,225	AUD	16,532,617	Australia & New Zealand Banking Group Ltd	(802,383)	(0.13)
15/10/2024	USD	82,832,768	AUD	122,337,144	Morgan Stanley & Co	(2,964,542)	(0.46)
15/10/2024	USD	82,989,904	AUD	122,559,933	Standard Chartered Bank	(2,960,878)	(0.46)
クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計						(6,923,182)	(1.08)

投資合計	公正価値 (豪ドル)	純資産比率 (%)
投資ファンド合計	642,417,922	99.99
クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現利得合計	2,432,917	0.38
クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計	(6,923,182)	(1.08)
その他の資産および負債	4,571,792	0.71
買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産	642,499,449	100.00

* 系列ファンドを表している。

通貨略称：

AUD 豪ドル

JPY 円

USD 米ドル

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

V. お知らせ

- 信託期間の延長について

ファンドの信託期間は、「2027年9月30日まで」から「2032年9月30日まで」に延長されます。